

平成27年予算審査特別委員会会議録（第3日目）

平成27年3月18日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 4時59分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質疑

各会計予算及び関連議案の内容審査

議案第 3号 平成27年度士別市一般会計予算

議案第 4号 平成27年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 5号 平成27年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6号 平成27年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第 7号 平成27年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第 8号 平成27年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第 9号 平成27年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第10号 平成27年度士別市水道事業会計予算

議案第11号 平成27年度士別市病院事業会計予算

議案第12号 士別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例の制定について

議案第13号 士別市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

議案第14号 士別市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

議案第15号 士別市小学校就学前子どもの教育・保育給付を受ける資格の認定等に関する条例の制定について

議案第16号 士別市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める条例の制定について

議案第17号 士別市保育所条例の一部を改正する条例について

議案第18号 士別市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

議案第19号 士別市指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の制定について

議案第20号 士別市開業医誘致条例の一部を改正する条例について

議案第21号 士別市地域福祉計画について

議案第22号 士別市総合福祉センターの指定管理者の指定について

議案第23号 士別市多世代スポーツ交流館の指定管理者の指定について

議案第24号 士別市日向森林公園の指定管理者の指定について
議案第25号 士別市日向保養センターの指定管理者の指定について
議案第26号 士別市宮牧野大和牧場の指定管理者の指定について
議案第27号 士別市羊と雲の丘観光施設の指定管理者の指定について
議案第28号 士別市サイクリングターミナルの指定管理者の指定について
議案第29号 士別市スポーツ合宿センターの指定管理者の指定について
議案第30号 士別市中心市街地交流施設の指定管理者の指定について
議案第31号 士別市めん羊工芸館の指定管理者の指定について
議案第32号 士別市農畜産物加工体験交流工房の指定管理者の指定について
閉議宣告

出席委員（17名）

委員	谷口隆徳君	委員	喜多武彦君
委員	大西陽君	委員	村上緑一君
委員	渡辺英次君	委員	谷守君
副委員長	松ヶ平哲幸君	委員	岡崎治夫君
委員長	遠山昭二君	委員	山居忠彰君
委員	十河剛志君	委員	出合孝司君
委員	国忠崇史君	委員	井上久嗣君
委員	粥川章君	委員	斉藤昇君
委員	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	鈴木久典君	市民部長	大崎良夫君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	佐々木勲君
市立病院事務局長	三好信之君	市立病院看護部長	太田泰子君
総務部次長兼企画課長	中峰寿彰君	保健福祉部次長兼福祉課長	田中寿幸君

こども・子育て 応援室長	藤 森 裕 悦 君	保健福祉部 健康長寿兼 推進室長 介護保険課長	得 字 繁 美 君
経済部次長兼 農業振興課長	金 章 君	建設水道部次長 兼技監 兼土木管理課長	半 沢 勝 君
市立病院事務局 次長兼医事課長	村 上 正 俊 君	財政課長	中 舘 佳 嗣 君
こども・子育て 応援室参事	高 木 健 史 君	市立病院事務局 総務課長	加 藤 浩 美 君
財政課主幹	丸 徹 也 君	介護保険課主幹	青 木 秀 敏 君
農業振興課主幹	寺 田 和 寛 君	土木管理課主幹	五十嵐 智 君
福祉課主査	大 懸 保 司 君	こども・子育て 応援室主査	滝 上 聡 典 君
介護保険課主査	阿 部 淳 君	土木管理課主査	鈴 村 章 君

教育委員会 委員長	五十嵐 紀 子 君	教育委員会 教育長	安 川 登志男 君
教育委員会 生涯学習部長	菅 井 勉 君	教育委員会 生涯学習部次長 兼学校教育課長	水 田 一 彦 君
教育委員会 学校教育課主幹	須 藤 友 章 君		

農業委員会 会長 職務代理者	飛 世 薫 君	農業委員会 事務局長	小ヶ島 清 一 君
----------------------	---------	---------------	-----------

監査委員	吉 田 博 行 君	監査委員事務局 監査課長	穴 田 義 文 君
------	-----------	-----------------	-----------

事務局出席者

議会事務局長	石 川 敏 君	議会事務局 総務課長	浅 利 知 充 君
議会事務局 総務課主査	前 畑 美 香 君	議会事務局 総務課主任主事	樫 木 孝 士 君

(午前10時00分開議)

○委員長(遠山昭二君) おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

○委員長(遠山昭二君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

○委員長(遠山昭二君) ここで副委員長と交代いたします。

○副委員長(松ヶ平哲幸君) それでは、17日に引き続き総括質疑を行います。

国忠崇史委員。

○委員(国忠崇史君) おはようございます。

通告に従い、総括質疑を行います。

まず、2つのテーマがあるんですけども、まず第1のテーマは市立病院事業会計と経営改革プランについてであります。

今年度と新年度の病院事業会計の予算を見ますと、一番病院にとって生命線とも言える医業収益ですね、今年度の当初予算では31億5,000万円ほど医業収益を上げるという目標になっていたわけですね。ところが、来る新年度の予算では医業収益は28億5,000万円ほどというふうに3億円ほど減っているんですよ。

それで、特に入院の収益が3億円減って、そのまま医業収益の減を見込んでいるということなんですけれども、この要因について、まず説明をお願いしたいと思います。

○副委員長(松ヶ平哲幸君) 加藤市立病院総務課長。

○市立病院事務局総務課長(加藤浩美君) お答えをいたします。

平成26年度予算につきましては、先ほど委員から御質問のありました入院患者数の計画を1日当たり125名という形で積算をしております。同じように、外来診療患者数につきましても、1日当たり567名ということで積算をしております。

平成27年度予算につきましては、入院患者数、これにつきましては前年と同じ125名の計画となっております。ただ、この125名といたしましても、昨年療養病棟を再開いたしております。ですので、その療養病棟の入院患者数も含まれております。一般病床と療養病床では、それぞれの1日当たりの診療収益というのが違ってまいります。その関係で、計算上、人数は同じですが、収入金額としては大きく落ちるという形になっております。

さらに、外来患者数につきましても、1日当たり510ということで27年度予算につきましては、この計画数字でもって予算計上しているところであります。

平成26年度の予算につきましては、赤字予算をつくらないというようなことで、実績数値よりも多く見積もるような形での診療収益を予算計上している形になっております。ですので、27年度につきましては、これを改めまして実績に近い形、実績に基づく患者数で診療単価を掛

けまして積算をしているということで、実際にそこで大きく予算上、収益が落ちているという状況になります。今年度につきましては、そうしたことから診療収益が減少するという一方で、昨年と同じように赤字予算とならないために、その他医業外収益という項目で収支不足分を見込みまして、ここに5,000万円を計上しているという状況になっております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今、要因説明いただきましたけれども、2つの理由で、後半の理由は実績に近いよということ、前段で療養病棟ができてから、その分で1人当たりの入院収益が少なくなるということ、これは療養病棟というのは基本的には余り、いわゆる医療行為をしないから1人当たりの入院収益が減るんだというようなこと、内容になりますか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 加藤総務課長。

○市立病院事務局総務課長（加藤浩美君） お答えいたします。

一般病床におきましては、急性期の患者さんが中心となります。ですので、医療資源としては初期段階に、入院して間もない時期に手術ですとか、そういったものが行われますので、1人当たりの1日当たりの診療収益としては大きくなります。それに比較しまして、療養病床というのは安定して慢性期に入った患者さんが多くいらっしゃるものですから、その分で1日当たりの収益が減るといった形になります。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今の御説明でわかりました。

それで、今年度というか、昨今の時期、26年度の市政執行方針が出されて、その中では循環器内科、消化器内科、外科、整形外科を4本柱としていくという方針が示されたわけです。私は、1年前のこの同じ場所を予算委員会で、いや4本柱というだけけれども、整形外科のベテランのドクターですね、副院長もされていたドクターが名寄に転出することになったということで、これはちょっと4本柱の一角が崩れるのではないかとというふうな質問をしたわけで、そのとき大丈夫ですよという話はあったんですが、やはり今年度1年間見ていると、その4本柱をしっかり守っていくんだというよりは、療養病棟の再開の話が出て、さらに病床数を拡大したりというふうに、ちょっと大方針が私にはですよ、私にはそういう大方針がちょっとぶれているように見えるわけです。

やっぱり政府の診療報酬制度なんかも変わっていますから、その辺の影響なんかも受けるのはわかるんですけども、ちょっと去年の春から1年間の経過ですね、療養病棟の再開と拡大についてや病棟再編について、この1年の経過を改めてこの際示していただきたいと思います。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 加藤総務課長。

○市立病院事務局総務課長（加藤浩美君） お答えいたします。

一般病床、それから療養病床のこれまでの経過について、若干さかのぼる形で御説明をさせていただきます。

平成24年の8月に循環器内科の入院診療を再開いたしております。このとき、これは一般病床であります、そのときに看護師不足がございまして、当時開設しておりました療養病床20床を休床するという形で一般病床3病棟150床体制という形で、一般病床のみの運用ということで看護師数不足から、こういった措置をとっております。

二次救急医療を担う中核病院といたしましては、当然急性期の4本柱、循環器内科、消化器内科、外科、整形外科、この4つが柱となるということで、これまでもそのような取り組みをしてきたところであります。

かといひまして、この急性期に特化するというわけではなくて、療養病床開設はその後目指して取り組んできておりましたが、看護師が不足しているという状況の中で、なかなかその再開にめどが立たないという状況が続いておりました。その間におきまして、病院からは旭川ですとか、名寄ですとか、そういった療養系の病院に転院していただく患者さんが年間で20人程度は発生しているというような状況で、療養病床の再開というのは非常に求められていたところであります。

そこで、平成26年度におきまして、2年に1回改定されます診療報酬の改定が行われております。その中で、短期滞在入院に關します取り扱い、それから90日を超えます患者さんの取り扱い、それから平成25年12月に開設しました亜急性期病床の入院基本料、これの区分がなくなるというような等々の改定が行われまして、平均在院日数、今現在当院では10対1の看護基準をとっておりますので、患者1人当たりの平均在院日数というのがございます。これが21日以内という縛りがございます。そういった部分で、どうしても高齢者が入院患者が多いという中で、期間の長くかかる患者さんがふえてきているというような部分で、当然そのことも含めまして療養病床の再開というのは急がれてきたところでございます。

そういった状況の中にありまして、一般病床の患者数、この総数がだんだん減ってきているという状況がございました。それに見合う病棟体制をとれば、療養病床を1つふやして開設できるというような判断がつかしましたことから、昨年10月、2階東病棟に、これまでは療養病床20床という形で許可を受けておりましたが、これを30床とする形で開設をいたしております。その後、やはり看護師数の調整のため30床は開設したんですが、25床運用という形で看護体制をとって取り組んでまいりました。年が明けまして、この2月に新たな改革プランの前倒しというような形にもなりますが、一般病床を2病棟120床に運用を変えております。そうした中で、療養病棟につきましては30床の運用で現在満床状態で運用を図っているという状況になっております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 三、四年ほど前から甚だしく看護師が不足して、それで療養病棟を休止したりですね、いろいろやりくりする中で患者さんも減っている部分もあって、その中で診療報酬制度なんかも変わったことで、また療養再開しながら病棟も動かしているということになる

と思いますが、要はもともと突きつめればですね、やっぱり看護師とか、いわゆるスタッフですね、コメディカルスタッフ、ドクターももちろんですけども、こういった人たちがやめてしまっただけでは、幾らいい医業収益の多い予算を組んでも、やっぱり砂上の楼閣といいますか、絵に描いた餅になるということではあると思うんですよ。その見地から、また看護師の待遇について、ちょっと質問したいと思います。

去年も、看護師の年次有給休暇の取得日数についてお伺いしたんですけども、昨年聞いた段階ではだんだんと市役所の本庁の行政職員の水準に近づいてきているんだというふうなデータを示されていましたが、今年度1年間見た場合、年休の取得はあれですか、1月1日からなのか4月1日からなのかかわからないですけども、年休の取得について看護師、コメディカルスタッフについては改善している兆候はあるのでしょうか、お示してください。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 加藤課長。

○市立病院事務局総務課長（加藤浩美君） お答えをいたします。

年次有給休暇につきましては、暦年単位で管理をいたしております。その中で、一般行政職におけます26年におけます取得日数、1人平均ということになります。10.3日となっております。看護部職員につきましては、26年が6.4日、コメディカル職員につきましては6.3日という状況となっております。

ただ、看護部につきましては平成22年では3.8日という状況がございました。それ以降、年度を追いますと23年では5.1日、24年では8.5日、25年では7.2日ということで、22年当時と比べますと近年3カ年ではちょっと下がっておりますが、全体としてはふえている状況にあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 一番大変なときは、看護師だとかスタッフは要は週休ですね、年休だけではなくて、土曜日、日曜日とかいう週休も繰り越して、去年は8週間以内に、2カ月以内にその週休を取っているんだという、繰り越した分を取っているんだという答弁もあったわけですけども、今は少しは改善してきたのではないかと思います。

看護師の場合ですね、管理職が勤務表をつくるわけですけども、この年休というのは基本的には労働基準法とか見ても、相当本人の希望で、希望の日を取らなきゃならないものだと、そういう性格のものだと思うんですけども、勤務表をつくる時にやむなく、例えば19日に有休取ってくださいみたいな形で当てはめているというケースというのはありますでしょうか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 太田市立病院看護部長。

○市立病院看護部長（太田泰子君） お答えさせていただきます。

年休は、あくまでも本人の希望となります。勤務の状況によって年休をつける場合は、本人のほうに課長のほうから説明したりする場合がありますし、0.5、半日の代休を取るときに残りの半日を有休をつけさせていただいて1日休めるような、そういう形をとっていたりするこ

とも中にはあります。

それで、勤務割のことなんですけれども、月間勤務表というのは基本、労務管理のことはもちろんありますけれども、第一に大事なのは患者さんの安全を守ることができるかどうかという、そういう内容のものでなくてはならないということが一番にあります。勤務表につきましては、毎月休みの希望を職員のほうから課長が聞いておまして、各部署の看護課長が勤務表作成基準というのがありますので、それに沿って作成しております。

休みの希望は、かなり多いです。やっぱり女性がすごく多い職場です。子供の参観日とかいろんな行事がありますので、毎月のようにかなりの休みの希望はあります。重なる場合も多々ありますので、100%希望がかなえられるかといったら、そうはなりませんけれども、毎月私、決裁してから下ろしているんですけれども、ほとんど希望はかなえられています。連続休暇につきましては、本当に看護部、カレンダーどおりの業務にはなっておりませんので、連続休暇というふうにはなりませんけれども、なるべく連休をつくれるような形で課長が組んでおりますので、それは今後も努力してつけていきたいとは思っています。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 連続休暇については、これから聞こうと思っていたんですけれども、女性の多い職場で例えば学校の参観日だとかで1日だけちょっと休みたいという場合もありますので、だから結局日数的にも行政職員が10.3日のところ看護師は6.4日というような日数の差も、これは埋めていかなきゃならないということだと思います。

今、連続休暇については答弁いただいたので、希望を言うだけですけれども、やっぱり連続休暇、ある程度どんな職場でもそうですけれども、1週間だとか10日間だとか連続で休んで、職場のことちょっと1回リセットして、また働けるというような体制、ぜひ用意していただきたいと思います。

次の質問なんですけれども、看護師の定着対策は経営改革プランに出ていますけれども、例えばの話ですけれども、職場でいわゆるセクシャルハラスメントですね、女性の多い職場だと余り頻度としては多くないと思うんですけれども、セクシャルハラスメントだとか、いわゆるパワーハラスメントですね、上司が部下を必要以上に叱責するだとか、そういう事案なんか起きた場合にどういう相談体制があるのか。

そして、新人職員がその職場に適応できずに、非常に心を病んでいるというか、なかなか職場に出れなくなっていると、不登校じゃないですけれども、職場に出れないという場合に、ある程度の面談といいますか、車の定期点検に例えるのはちょっと失礼かもしれないですけれども、採用から6カ月とか1年なりに日取りを決めて、例えば看護部長さんとか管理職の方と面談できるという、そういう体制が望ましいんじゃないかと私は思っているんですけれども、この件についてはいかがですか、答弁をお願いします。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 加藤課長。

○市立病院事務局総務課長（加藤浩美君） お答えをいたします。

まず、私のほうからセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等に対します対応、相談体制ということについてお答えさせていただきまして、残りの部分につきましては看護部長のほうからお答えをさせていただきます。

パワハラ等の相談体制ということでございますが、市全体には士別職員のハラスメント防止等に関する要綱というのが定められておりまして、その中でセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントの防止に対応するというので、その中で問題解決にも当たるという体制をとっております。その中で、相談員というのを設定しております。病院内では3名の職員がこの相談員という形になっておりまして、それぞれの職員に相談された場合は、それをもって苦情処理委員会というのが設置されます。これは市全体での委員会という形になりますが、担当相談員を含め、その委員で今後の対応をどうしていくかというようなことを検討するという状況になっております。

ただ、これまでこういったことに関する相談実例というのはございません。ですので、実際にはそういうパワハラですとか、セクハラですとか、そういったものがある状況にはないというふうに認識しております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 太田部長。

○市立病院看護部長（太田泰子君） 私のほうからお答えさせていただきます。

相談に関しましては、新人に限らず、何か現場で問題が生じたときには、まずは必ず職場長である看護課長が面談いたします。その上で、必要があれば私が面談という形をとっております。

それと、看護部は目標管理システムを導入していますので、年2回から3回の職員と課長との面談というのを行っています。また、その中で何か問題があったときには、私が面談という形をとっております。面談は、定期的なのは目標管理のところなんですけれども、それ以外何か問題があった場合には1週間ごとでも1カ月ごとでも、定期的ではありませんけれども、必要に応じて何度でも面談のほうは行っております。

あと、新人のことがありましたけれども、新人に関しても何か問題があったときには数回面談ということはありません。過去には、新人ですので学校を卒業したての職員になりますので、親御さんにも来ていただいて何度も面談したという、そういうケースも中にはありました。

それと、これ以外に26年度から新たな体制としまして、新人向けのピュアサポートということをやっております。月に1回、時間外で30分ほど時間取っているんですけれども、課長が輪番制で当番組んですかね、来たいときにはいつでも来てくださいという、そういう体制をとって行っております。

それに加えまして、新人の職場に適應できないとかという、今質問があったんですけれども、そのことについてちょっと新人の教育体制というか、そのところをちょっと説明させていた

だきたいなというふうに思います。

まず、この新人の問題というのは、平成16年に新人看護職員をめぐる現状と課題というのが全国的に浮き彫りになっております。それで、検討会のほうを重ねまして、平成21年に厚労省のほうから新人の離職防止と医療機関の機能や規模にかかわらず、新人を迎える全ての医療機関で研修を実施することができる体制の整備を目指しまして、ガイドラインが作成されていません。この年に保健師・助産師・看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正によりまして、平成22年の4月1日から新たに業務に従事する看護職員の臨床研修等が努力義務というふうになったんですね。それで、士別市立病院のほうでも、この平成21年に出されました新人看護職員研修ガイドラインに沿いまして、プリセプターシップ体制によります新人支援体制を行ってきています。

25年度まで、この体制でずっと新人教育のほうを行ってきているんですけども、だんだん新人の質も変わってきてまして、ゆとり教育等で育てている今の若い方たちなので、なかなかそれでは育たないという現状がありました。25年には、新人の離職が1名おりましたし、病欠もおりました。それと、新人の成長に関しまして、達成目標の差がやっぱりあるという問題がありましたので、それを踏まえまして平成26年度から厚生省のガイドラインをベースにしまして、士別市立病院の看護部教育委員会におきまして独自の新人看護師教育ガイドラインを作成しております。その中で、プリセプターシップとジョブコーチ制というのを導入して教育を1年間してまいりました。

プリセプターというのは、主にメンタルサポートと全体を見る役割、そしてジョブコーチというのは直接的に指導する立場の者でスタッフになります。それをさらに主査と課長がサポートするという体制になります。今までは、25年度までは本当にプリセプターが中心になって主査がサポートしていくという体制で、かなり指導者側にも重い重圧と責任がということもありましたので、こういうことも解消するという目的で、新しい教育体制を行ってまいります。

新人教育のところにおきましては、入職時のオリエンテーションの中で技術演習等も全て行っておりましたが、詰め込みというか、そういうことではなくて4月から10月までの間、実技演習に関しましては金曜日という夕方の時間を設けまして、時間をかけて教育をしていくということと、あと定期的な研修としましては卒後1カ月、3カ月、6カ月、1年後研修というふうに研修のほうを組んで教育しておりますし、その間トピックスでさまざまな研修を受講してもらっているということがあります。

それと、大事なのは実地指導者の研修というのも非常に大事になりまして、プリセプターの研修も年4回行っております。特に、2回目の研修ではメンタルサポートコーチング、カウンセリングスキルも去年から取り入れております。この体制の中で、1年間教育してきた中で、この3月評価を出したんですけども、その中ではプリセプター、主査にアンケートを取ったんですけど、教育をする体制としましては今までとは違いまして、新人にとってもプリセプターにとっても、またジョブコーチの導入がすごく負担を軽減してくれたということで、26年度

の新人の離職者はおりませんでした。27年度も節目、節目の研修で評価をしながら、また修正をしながら行っていく予定であります。

また、教育の環境というのも大事ですので、病院の中でできる環境ということで、狭いんですけども、演習室というのも1つつくらせていただきまして、教育のほうに取り組んでいます。

ちょっと離職率のことだったんですけども、日本看護協会から出されているものは、約10.9%くらいの離職率がありますけれども、当院におきましては26年度は2.5%ということになっております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 新人教育について、今るるお話いただいてありがとうございました。

それで、よく看護師とかスタッフが一本立ちしたとかいうような言い方されるようですけども、結局その判断、この新人は一本立ちしたんだという判断は、厚労省ガイドラインに基づく新人教育委員会が行うということですか、それとも管理職が太鼓判を押すみたいなことか、その点ちょっとお聞きします。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 太田部長。

○市立病院看護部長（太田泰子君） お答えさせていただきます。

基本、これはガイドラインに沿ってずっと教育しているんですけども、ひとり立ちというのは人それぞれなんですよね、1年かけて教育はしますけれども、間でプリセプター、主査、課長で会議をします。その中で、習熟度を判断してひとり立ちというふうにしておりますので、1年で育たなければ2年、3年という方も中にはおります。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ありがとうございました。

それで、看護師の待遇というか、やっぱり子供を育てながらナースをやっているという人のために院内保育所もあるわけで、この院内保育所について去年もこの場で質問したんですけども、このいわゆる事業所内保育所というのは基本的には北海道の助成に、助成の出元ですね、補助金の出元が北海道だと思うんですが、北海道が担っているようですけども、この院内保育所ですね、今度これから質問しますけれども、子ども・子育て支援新制度の適用になるのかどうかお聞きしたいと思います。それで、助成額のほうも、今年度、来年度どうなるのかお答えください。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 加藤課長。

○市立病院事務局総務課長（加藤浩美君） お答えをさせていただきます。

子ども・子育て支援制度に関しましては、当院の保育所、くるみ保育所という名称なんですけど、この保育所、あくまでも従業員を対象とした施設ということになるものですから、今回の

新たな子ども・子育て支援新制度には適用にならないというふうになっております。道からの保育所に対する助成、補助金につきましては、北海道の補助金で院内保育所運営補助という形で行われてきております。これまでも、一定基準額に基づいて交付されております。保育所の規模、人数等に応じた形で、それぞれ区分が分かれているところでございます。平成26年度から北海道のほうも、この制度、ベースになる財源といたしまして消費税増税分を活用した国の基金であります地域医療介護総合保険基金というものを活用した制度にかわっております。その制度に基づいて従前のこの補助事業が行われてきておりますが、その実施に当たりまして、これまで公立、市立病院の院内保育所というのがほぼ対象の中心でありましたが、その枠が拡大されたということで、補助金自体が予算の範囲内ということなものですから、当初予定しておりました金額でいきますと112万4,000円を今年度予定していたところなんですが、決定額といたしましては84万9,000円に減額になったという状況になっております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） このくるみ保育所への助成が結局、いろいろ地域医療介護総合基金ですか、の関係で28万円ほど減ったということですよ。去年聞いたから、もう聞きませんけれども、ここの保育所の職員、皆さんやっぱり非正規雇用であるということですよ。だから、道にもっと助成を迫っていく論理としては、やっぱりせめて主任保育士だけでも正職員にすると。そうじゃないと、保育の計画立てたり、日々保育園を回していく上で、主任さんぐらいは正職員じゃないと厳しいと思うんですよ。だから、そこはしっかりこの院内保育所を守っていくのであれば、訴えていってほしいと思いますが、いかがですか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 加藤課長。

○市立病院事務局総務課長（加藤浩美君） 院内保育所におけます保育士の体制でございますが、現在フルタイムの嘱託職員が4名、非常勤のパート職員が2名、実質6名で現在運営をしておりますが、昨年、26年の4月から正規職員1名配置になっておりますが、残念ながら現在休職中という形になっておりますので、その体制が十分とれていないという現状にあります。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 引き続き、しっかりと院内保育所を充実させていってほしいと思います。

それで、次にいわゆる名寄市立病院との連携及び機能分担についてお聞きします。

これは、前から出ている話ですけども、今定例会の初日に市長の市政執行方針の中ではこうですね、圏域における連携強化と機能分担について、関係自治体間での協議を進めますということになっています。それで、前から名寄と士別の、名寄市立総合病院と士別市立病院の分担はどうするんだと、大きく分ければ名寄が急性期、救急含んだ急性期疾患で、士別が慢性の疾患なんだというふうに一応大枠ではそうだと思うんですけども、現実には協議というのほどの程度進んでいるのか、ちょっとお伺いします。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 三好市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（三好信之君） 今、委員のほうからお話がありました病院の機能分化という部分ですけれども、これはかなり難しい課題だとは捉えているんですけれども、今後かなりの協議が必要だというふうに考えています。

ただ、医療資源、いわゆるお医者さんですけれども、そこが不足している。特に、上川北部については不足というよりも、偏在してしまっている、1カ所に集まっているという状況の中では、これは避けて通れない課題というふうに捉えております。どうしても、うちも急性期を持っている4つの診療科、そこを2名体制にしてやっておりますけれども、例えば外来ややって手術をやって、そしてさらに病棟管理をやって救急の対応もするということになる、やはり派遣している大学医局としては、そういった部分の医師の疲弊等考えて、それで集約をするなり機能分化をしましょうという観点なんですけれども、今回の協議に当たっては公立病院だけでなく、民間病院等も全部対象に入っています。

それで、その協議の場というのを、この1月20日に初めて上川北部の民間病院も含めて協議されました。病院長と事務長が集まれということで、それは私どもも参加をしてきたんですけれども、その中で今回初めての顔合わせでしたので、お互い今のところどのような、将来的にどのような考えを持っているんだということでの話し合いがありました。上川北部全体で約900の病床があるわけですけれども、現在はおおよそですけれども、600が一般病床で300が療養病床なんですけれども、本音としてはどの病院もやっぱり現行体制を維持したいというふうに考えているようですけれども、やはり国が求めているのは6年後という、方向性を示せという部分があります。

その6年後になると、それが、先ほど言った600と300床という66%と33%ぐらいなんですけれども、それが6年後でいくと上川北部全体の急性期病床は約45%ぐらい、同じ45%ぐらいが慢性期療養病床になって、残りの十五、六%がいわゆる回復期病床というような形、これはそれぞれの病院の方向性を集約した形なんですけれども、果たしてこれでいいのかどうかという部分と、あとどうしても大きな病床数を持っているのが公立病院である名寄市立病院と士別の市立病院ですので、そこでこの2つの病院の協議が大事だなというふうに考えております。

ただ、今の国の方向性では道が医療ビジョンを示して、その結果を各病院間で協議をなさという状況ですので、これ各病院間だけで協議をするのはかなり難しいと考えています。そこで、これは市長会や何かとか、全国自治体病院協議会なんかも通じて、これは国なり道が責任を持ってリーダーシップをとって、先頭に立ってほしいというようなことも申し入れておりますけれども、いずれにしてもこの27年度において、これから協議を加速させていくような方向で上川北部全体で取り組んでいこうというような協議をしている段階であります。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 本当に道が医療ビジョンを示すというのが大事ですし、今度来月は北海道の知事選挙もありますから、その中で各候補が医療ビジョンを示すということも期待したいと

思います。

協議については、やっぱり上川北部で協議をして、さらに各市町村に持ち帰って、そこで論議も当然あるわけですから、私も先日、名寄市議会で名寄市立病院の体制の話が大分出たというふうに聞いていますので、各市町村でしっかりそこら辺は話し合うということで、こちらへの報告のほうもよろしくをお願いします。

それで、ちょっと交通の話をしたと思うんですが、これから機能分担がしっかりね、名寄、士別でされるとすれば、士別市民が名寄市立病院に通う足が問題になってくる可能性があると思うんですよ。急性疾患を持ちながら、自分で運転して行けというのはちょっと酷だと思うんですよ。やはり考えられるのは、例えば道北バスが名寄旭川間走って、途中士別で何か所かとまるんですけども、これ名寄行きの道北バスですね、名寄駅の前でとまった後に名寄市立病院まで例えば延伸してもらいだとか、そういう策を提案していかなければならないと思うんです。

ちょっと紹介しますが、名寄市立病院やっぱりセンター病院だけあって、病院の前にバス停いっぱいあるんですよ。興味深いのが、オホーツク海側の江差から来るバスあるんですよ、江差、名寄、士別ととまって最終的には旭川に着くんですけども、江差のターミナルを朝8時15分に出て、名寄市立病院に10時10分に着くですね、これは本当に市立病院の門の前に着きます。帰りは名寄市立病院が13時15分に出て江差のバスターミナルに15時5分に着くというようなバスがある。もう1便、それから夕方便もあります。だから、江差の人が名寄市立病院で診療してもらうには、いわばドア・ツー・ドアの足があるんですよ。

興部、下川についてもこれは同じで、興部6時10分に出たバスが名寄駅前7時40分にとまりますけれども、名寄駅前は終着駅じゃなくて、その後、市立病院が終着駅なんです。6時10分興部発で7時46分に市立病院の正門の前に着く。下川のバスターミナルを7時半に出たバスも、市立病院の門の前に8時3分に着くと。あるいは今、風連は名寄市になりましたけれども、風連御料を7時半に出たバスが市立病院の正門の前に8時10分に着くと、風連御料はもう1本あって、9時45分に風連御料を出ると10時25分に名寄市立病院の前に着くと。さらにありまして、幌加内ですね、幌加内の町を出たバスが旧深名線をずっと通るんですけども、何と市立病院の前を経由して行くんですね、幌加内を5時55分に出て市立病院が7時48分。朱鞠内も今百数十人しか住んでいないそうですけれども、6時45分に出て同じ7時48分に市立病院の正門の前に着きます。

やはりですね、士別からも名寄の市立病院に最初から行ってほしいという場合が多くなるわけですから、直通の足を用意していかないといけないと思うんですが、この点についての御認識を伺いたいんですが、いかがですか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 三好事務局長。

○市立病院事務局長（三好信之君） 今回の病床機能の機能分化や何かの部分については、まず進めようとしているのは主な入院体制、病床機能報告ということですので、入院体制の部分ということで、外来体制が極端に変わるということはないのかなと思うんですけども、ただお話

しのようにうちで持っていない外来が、例えば呼吸器科だったら名寄にありますので、そういった部分に通っていくためのお年寄りの方は大変な苦労があるのかなということは思っています。

ただ、お話にありました風連の御料線、下川線、興部線、幌加内線とかという部分につきましては、もともとそこは名寄の市立病院の医療圏ということで、恐らく最初から名寄市立病院経由という設定がされていたと思うんですけども、道北バスにつきましては士別の医療圏ということだったと、それで名寄駅で終わっていたというふうに思っているんですけども。ただ時刻表も私も調べてみますと、道北バス、名寄駅の終着が9時15分ということで、例えば通学や何かに影響がないものですから、名寄市立病院を回る時間がもしかしたらとれるのかなということも考えられます。

ただ、道北バスにつきましては延長路線に、走る路線の距離によって、士別と名寄で自治体間で負担も出し合っているという現状もありますので、今度名寄の中の距離が長くなるということですので、名寄とも話はしなきゃならないと思うんですけども、このバスの駅前だけではなくて、最終を市立病院ということは可能なのかなということを考えれば、これは行政としてバス会社なり名寄に相談をしていく値はあるというふうに考えております。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 前向きな答弁ありがとうございます。

一般会計のほうになりますけれども、ひとり親家庭等交通費支援事業というのがありまして、ひとり親家庭の世帯における子供が士別市立病院小児科の診療時間外においてセンター病院である名寄市立総合病院に受診する際の交通費の支援を行うと、主にこれタクシーだと思うんですけども、37万2,000円組んでいるんですよ。ひとり親家庭の子供について、小児科にかかる場合は交通費出すよということです。

だから、ほかの交通弱者についても、やはり名寄市立病院に行くときに何とか体制とっていくということをぜひお願いしたいと思います。特に、私いつも言って申しわけないんですけども、小中学生の部活や少年団については大会会場までドア・ツー・ドアで送るのはちょっと問題あるんじゃないかと言っているんですけども、やっぱりこういう病気を抱えた人の送迎こそ、ドア・ツー・ドアでしっかりやっていただきたいと思います。

それで、最後の質問になるんですけども、結局、市立病院の経営責任ですね。いろいろ院長なのか市長なのか、市民なのか、いろいろ私も常任委員会の視察で静岡県の湖西市立病院とかいろいろ行ってきましたけれども、結局経営責任誰が取るのかということについて、端的にひとつお聞きします。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 三好事務局長。

○市立病院事務局長（三好信之君） すみません、先ほどの足の確保で後段、委員のほうからお話しあった部分、ちょっと説明をさせていただきたいんですけども、ひとり親の家庭の小児科の部分につきましては、サテライト化ということで完全にうちでもう見れないということで制

度化されている部分がございます。

今後、交通弱者ということになると、恐らく高齢者の方がすごく多くなるのではないかなと思うんですけれども、2年前に行われた高齢者実態調査において、名寄に通っている、圧倒的に市立病院に通っている方が多いんですけれども、名寄に通っている方よりも旭川の病院に通っている方が多いと。そういった方が、本当にうちの診療科でない部分で受診をされているのか、月に何回行かされているのか、そういった部分というのを捉えることが、これは一人一人聞き取らなきゃならない部分も出てくるのかなと。まず、その実態を把握するというのがすごく難しい課題だと。

先ほどのように、バス路線を変更するという部分は行政としてお願いしてできるという部分はあるかもしれませんが、現時点で交通弱者、どういう交通弱者にどういう対策をとるかということを対象者を調べることも恐らく難しい状況なのかなというふうに、その状況についてだけちょっとお答えをさせていただきます。

それで、病院の経営責任という部分ですけれども、病院は一応医師法上、病院の開設者、うちの病院で言ったら士別市長になりますけれども、開設者は医師に管理させなければならないと、お医者さんが病院の管理をすることになっています。そこで、うちの場合は病院長を定めて病院を管理しています。当然、その病院長が診療とか診察とか、病院内部のことについては院長に責任があるということになります。ただ、組織でやっておりますので、院長一人の責任ということではなくて、補佐する副院長なりも、そういう責任があります。当然、私も事務局長として、隣の看護部長も、それぞれの責任を持って病院というのが運営をされているのかなというふうに考えています。

ただ、最終的な責任ということになると、それは当然市の代表、開設者としての市長の責任ということもあるというふうに考えております。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今定例会のトピックとして、教育委員会制度の改正というのがあって、教育委員会に市町村長も関与していくという、総合教育会議をするということで、その話を聞くにつけですね、やっぱり病院はじゃどうなんだとずっと思っていたわけですよ。

最後は、市長にお伺いしたいと思うんですけれども、新年度、市立病院の経営についてイニシアチブを取って手綱を締めていくということについて、市長の決意のほどをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 病院経営の関係の責任の問題で、今のお話の中にございましたけれども、局長から申し上げましたとおり条例によって市立病院が設置をされ、それを開設しているというのは責任は市長にあるわけでありますから、最終的には市長の責任であると、このように考えています。

今日まで、病院の戦略会議というのを設けまして、これは院長が主催しているわけでありま

すが、そこに副院長、そして看護部長、事務局長を初めとして各スタッフが入りながら、市立病院の運営をどうしていくのか、患者要望にどう応えていくのか、あるいは経営をどうしていくのか、こういった問題を含めながら月に1回、協議をさせていただいています。

ですから、先ほど申し上げたとおり、日常の運営体制については指導力を持って院長がしっかりと頑張ってくださいというお話を院長ともしているわけでありまして。

私は、市民、この管内住民の命を守るということで、いつも挨拶で申し上げているし、私の理念としては地域医療政策に勝る政策なしと、つまり地域医療政策が一番最優先されるべきだという気持ちの中で、思いの中で今日まで努力をしてきたつもりではありますが、しかしなかなか経営状況が好転いたしません。極めて苦戦している状況ではありますが、これはもう士別だけの問題ではなくて、全国的な医療制度の問題がここに存在しているわけであって、これは国に医療制度の改善だとか、そういった問題も含めながら行っているわけでありまして、その都度、議員の皆様方に御相談申し上げ、議会で議決をいただいて計画外の繰り出しも行いながら、何としても市立病院は存続させなきゃならないという思いの中で、今日まで行っています。

特に、この年間集計いたしますと、おおよそ救急・転院を含めまして1,000台の救急車がこの市立病院に入るわけでありまして、そういった意味では地域住民の健康、命、まして健康長寿を掲げているまちでありますから、そういったことも含めてこの病院は存続させなければならぬという思いであります。しかし一般会計から10億を超える額がいつまで出せるのかという、これ極めて大きな問題もあるわけであって、このたび議員の皆様方にも提案はしているとおおり、平成27年から3カ年間の中期財政フレームをしっかりとつくって、そして基本的な繰り入れとあわせて平成27年と28年については両年合わせて1億8,000万円と6,000万円ですね、2億4,000万円の特別繰り入れを行いながら、あとは院長、皆さん方で頑張ってくださいと、こういうお話をしながら、何としてもこの病院存続のために力を込めて進んでいきたいと、こう考えています。

それを実現するために、先般、改革会議の中で新改革プランをつくり上げましたので、これを議員の皆様方としっかりと議論をさせていただきながら、新年度からこれがもう着実に実行されるように努めていきたいと思っておりますし、あわせてセンター病院は名寄でありますから、先ほどお話のあった定住自立圏構想の中でも、医療問題が一番重要な問題であるということで、互いに議論も進めていますので、そういった病院の分化問題も含めながら、これから連携取れるように努力をしてみたい、このように考えている次第です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ありがとうございます。次の質問に移ります。

ちょっと長くなってしまって申しわけありません。

次に、子育て支援関連条例案について取り上げます。

この条例ですね、幾つかありますけれども、今回の予算審査特別委員会に付託されているものですが、まず1点目として、今は保育というのは措置制度では既になくなっていきますけれど

も、保育実施に関する市の実施義務ですね、以前は児童福祉法で要は市町村は保育に欠ける子は必ず保育しなければならないんだというような実施義務があったわけですがけれども、今度、法律の関係と、それからこの新しい条例案の関係で、保育実施に関する市の実施義務はどのように担保されているのかをお伺いします。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 滝上こども・子育て応援室主査。

○こども・子育て応援室主査（滝上聡典君） お答えいたします。

このこども・子育て支援新制度であります、本年の4月1日よりスタートいたします。この制度については、こども・子育て支援法を初めとした新しい3つの法律と、児童福祉法により成り立っております。

そこで、御質問のありました保育の実施義務に関する市町村の責任ですとか、そういった関連に関しましては児童福祉法第24条第1項において規定されておまして、従来どおり保護者の就労などによって保育を必要とする子供たちに関しましては、市が責任を持って保育の実施をしていくわけであります。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） あくまでも、市の責任でもって市立保育所においては保育していくということになります。よろしくお願ひします。

それで、その市立保育所、あいの実と北星とあさひと3園あるわけですがけれども、この開園時間をこの春から、4月から変えるということですがけれども、これは新制度の関係もありますか。今まで7時半から夕方6時、18時までだったのを前後15分ずつ長くするという事なんですけれども、これは新制度による延長なんですか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 滝上主査。

○こども・子育て応援室主査（滝上聡典君） お答えいたします。

まず、この保育時間なんですけれども、新制度において全国全ての認可保育園においては11時間保育というのを義務づけられました。本市のあいの実、北星、あさひに関しても同様の措置が必要となったわけでごさいます、通常、今よりも30分長い11時間保育というものを実施いたします。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 保育園、11時間開園というのは非常に子供にとっても長い時間で、ほぼ起きている時間のほとんどを保育園で過ごすということになります。これから保育園の中、その11時間をどうしていくのか、大事なことだと思うんですが、これからの新制度では保育時間の必要性を認定するという事ですね、これ介護保険にちょっと似たシステムなんですけれども、それでその認定ですね、3つに分かれておまして、1号認定、2号認定、3号認定というのがあります。それで、その中で特に2号、3号については長時間、短時間というふうに分かれる

わけですけれども、この定義と、それから今のところ認定した人数と比率等についてお伺いします。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 滝上主査。

○こども・子育て応援室主査（滝上聡典君） お答えいたします。

まず、子供の認定の定義についてでございますが、1号認定子どもというのは、まず3歳以上で保育の必要性のない子供であります。これは、いわゆる幼稚園児というふうに捉えてください。次に、2号認定子ども、これは3歳以上で保育の必要性のある子供、いわゆる今の保育園児、この方たちが保育園児で3、4、5歳児の保育園児がこの2号認定子どもに該当するものであります。次に、3号認定子ども、これは3歳未満で保育の必要性のある子供でありまして、いわゆる保育園を利用するゼロ、1、2歳の子供であります。

次に、保育時間の定義についてであります。短時間保育、この短時間保育というのは保育所の利用時間が8時間以内の保育を必要とする場合で、例えば保護者の就労時間が朝9時から16時までなど、はっきりもうその勤務シフトが決まっている方、また週60時間からおおむね120時間以内の就労している保護者、この方々がこの短時間保育の対象になります。

続きまして、長時間保育、この長時間保育というのは先ほども申し上げました11時間保育に該当する方なんですけれども、対象としましてはフルタイムの保護者、あるいは月の就労時間が120時間以上の保護者、それから例えば勤務シフトとか勤務日によりまして、この短時間保育の時間内では子供を預けることが困難な保護者、こういう方々を対象に設定しております。

次に、認定人数と比率についてでございますが、今2月4日から支給認定というか、保育所の受付の手続を行っている段階であります。4月1日段階で1号認定の子供、この子供に関しては認定した人数は1名であります。

次に、2号認定、この子供に関してはあいの実保育園で58名、北星保育園で63名、あさひ保育園で16名、延べ137名を認定いたしました。

次に、3号認定の子供、この方についてはあいの実保育園では36名、北星保育園では27名、あさひ保育園では6名、延べ69名認定したわけであります。

次に、比率についてでございますが、1号認定の子供を除きますと、2号認定の子供が全体の約3分の2を占めております。3号認定、ゼロ、1、2歳児は全体の3分の1を占めているという状況にあります。

次に、長時間保育、この園児数ですけれども、ほとんどこの長時間保育の認定をいたしました。あいの実保育園では91名、北星保育園では88名、あさひ保育園では20名、延べ199名、この長時間保育の認定をしたわけであります。

次に、短時間保育ですが、あいの実保育園では3名、北星保育園では2名、あさひ保育園では2名、延べ7名を短時間保育という形で認定いたしました。

全体の比率を申し上げますと、長時間保育の園児が約全体の97%を占めているという状況にあります。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 親の労働時間、週120時間以内での、月120時間以内。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 滝上主査。

○こども・子育て応援室主査（滝上聡典君） 一応、短時間保育の認定基準というのが60時間から120時間以内という部分を、月です。示されております。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 都市部では、結構認定というのが大変で不承諾なんていうのも出ているそうなんですけれども、本市においてはこの認定について不服など出されていませんか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 滝上主査。

○こども・子育て応援室主査（滝上聡典君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、2月4日の日から在園児もしくは新規入園児に対して市立保育園の入所の受付をしております。受付の際、私ども心がけているものとして、保護者の就労状況を必ず聞き取ったりですとか、あと実際の保育時間どれくらい希望しているのかというのを詳細に聞き取り、対応しております。その中で、現時点においては特段の不服や意見などもございませんし、不承諾といったケースもございません。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ひと安心しました。

それで、この短時間保育で認定された7名の方なんですけれども、一応8時間以内を保育時間として認定するという事ですから、8時間以上預ける場合は、いわゆる延長というか、保育料的にも何というか、かかり方が違ってくると思うんですけれども、こういう短時間保育で認定された場合の保育と一時保育ありますよね、あいの実保育園の2階にまつぼっくりという一時保育室ありますけれども、この短時間保育と一時保育との違いというのをちょっと説明していただきたいんですけれども、お願いします。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 滝上主査。

○こども・子育て応援室主査（滝上聡典君） お答えします。

まず、短時間保育というのは先ほども申し上げましたけれども、60時間の保育というものを基本にしております。これは通常のあいの実とか北星で預かる保育であります。一方、一時保育に関しては、特段就労による場合なんですけれども、週3日から月14日以内という日数の制限を設けております。この2つの端的な違いを申し上げますと、まず月15日以上就労していて、通年を通して保育の必要性がある方々については短時間保育というふうに考えていただければいいと思います。次に、一時保育を利用する方々については、月15日未満の就労をしていて、特段通年を通じて保育所の利用の必要がないという保護者、この方々が一時保育を利用しているわけでありまして、大きな違いとしてはやはり就労の日数ではないかというふうに考えてい

ます。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） ありがとうございました。

次なんですけれども、この新しい条例案の中では小規模保育とか家庭的保育という事業ありますよね、現実にそれに土別の中で事業者が小規模保育やりたいとか、家庭的保育をやりたいというような話は今のところ出ていないと思うんですけれども、この事業における職員の資格問題についてちょっとお聞きします。

これは今までの認可外保育施設、あるいは認可施設で保育士が何人、認可保育所は完全に保育士やらないとだめだと思うんですけれども、この職員の資格問題ですね、基準としては厳しいのか緩いのか、ちょっとわからないようなところがあるので、条文を示しつつ、この小規模保育、家庭的保育の資格についてお示してください。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 滝上主査。

○こども・子育て応援室主査（滝上聡典君） お答えいたします。

まず、この小規模保育事業ですとか、家庭的保育事業、いわゆる特定地域型保育事業というふうに言うんですけれども、この部分の例えば職員の配置基準ですとか、運営基準については市町村のほうで条例を定めなければなりません。

そこで、今定例会においても、この関連条例を御審議していただいているわけですが、その中で土別市家庭的保育事業の運営に関する条例というものを示しております。その中で、職員の基準に関しては第21条、27条、29条、32条において規定しているわけですが、簡単に申し上げますと、この特定地域型保育事業を行う上で保育従事者というものに関しては、保育士もしくは保育士有資格者と同等以上の知識及び経験を有し、かつ市長が認める者しか認めないという形の条例案でつくっております。

また、職員の配置基準に関しましても、市立保育園と同等以上の配置基準を定めておりますことから、現行の認可外保育施設の職員の配置基準から比べますと、非常に厳しい基準を設けております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） わかりました。

こういう小規模保育、家庭的保育事業というのに将来的に、例えばむっくりなんかで実施している事業が乗っていく可能性もあるのかなとは思っているんですけれども、あれは子供を家庭で預かって保育すると、サポーターさんの家庭で預かって保育するというような形態と比べていますけれども、そういったむっくりなどで保育サポーター養成講座ですか、をやっていますよね、そういったところの資格なんかと関係してくる可能性はあるんですか。ちょっと今の話では、保育士と同等の勉強をして、なおかつ市長が認めなければというような話も出ましたけれども、いかがですか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 滝上主査。

○こども・子育て応援室主査（滝上聡典君） お答えいたします。

まず、現在むっくりとかで実施しております託児ですとか、子育てサポート事業、こういった事業は新制度の中の家庭的保育事業や居宅訪問型事業というメニューがあるんですけども、確かに事業内容としては類似しております、市で定めた条例の要件を満たせば、この新たな制度の給付というものを受けられるものだというふうには考えています。

ただ、実際事業者のほうと協議をしたわけでありますが、事業者の見解としては新制度には移行せず、現行のままの運営でいくという回答が得られましたので、むっくりに関しましては現行と同じような託児ですとか、ファミリーサポートサービスを実施していきます、27年度以降も。

それで、むっくりで実際、託児などをする従事者の資格に関しましては、この新制度には乗らないということなので、現行市で行っております保育サポーター養成講座のほうを受講していただければ、引き続き今年度と同じように託児ですとか、ファミリーサポート事業を運営できるというふうになっております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） わかりました。

次に、いわゆる上乗せ保育料についてお伺いします。

要は、特に幼稚園ですね、いろんな上乗せ保育料を取る、都市部ですね、取る可能性あるということなんですけれども、私が拝見した限りでは条例案の文言では、この上乗せ保育料を取ることに規定が少し曖昧なようにも見えるんですが、その点いかがですか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 滝上主査。

○こども・子育て応援室主査（滝上聡典君） お答えいたします。

この上乗せ保育料というものに関しては、現在条例案を示しております士別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例の第13条第3項と第4項、この2つに記載しております。

まず、第3項のほうなんですけれども、こちらが上乗せ徴収という部分になりますが、この上乗せ徴収という部分のものは例えば施設のほうで保育サービスを向上する上で通常の国の基準の職員配置よりも多く職員を配置した場合などに、その配置した職員分の経費を上乗せして保育料として徴収できるという部分が、この上乗せ徴収、第3項に規定しているものであります。

この上乗せ徴収の規制の部分なんでございますが、この同じ条例の中の附則第2条という部分で、あくまでもこの上乗せ徴収をする上では市の同意が必要であるというふうに附則のほうで規定しております。ですから、保護者の書面による同意はもちろん必要になるんですけども、市としても一定の規制はしていますので、これが例えば上乗せ保育料をしたいとかという

保育所から意見出てきた場合は、市としてもやはりそこは断ることはできるものかなというふうに考えています。

市の今市立保育園、保育所は新制度は公立保育園しか該当しないんですけども、市の状況を申し上げますと、市の保育園では確かに国の基準よりも多い職員を配置しておりまして、この上乗せ保育料に該当することができるものであります。ただ、本市の公立保育園の考え方として、子育て日本一にふさわしい安心で安全な保育サービスを提供しているわけでございますが、その保育サービスの提供に当たっては現行の職員配置というのは不可欠でありまして、その経費を今後とも保育料として上乗せするという考えはありません。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） それで、新制度でちょっとややこしいんですけども、この上乗せ徴収と実費徴収が違うんだというふうに、内閣府と文部科学省と厚生労働省の三者でつくってありますけれども、このパンフでは上乗せ徴収と実費徴収が違うんだというふうに書いてありますけれども、これについては、じゃ実費徴収というのは何なんだということについて市の見解をお願いします。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 滝上主査。

○こども・子育て応援室主査（滝上聡典君） お答えいたします。

上乗せ徴収に関しては、前にも御答弁をしたとおりでございますが、今度実費徴収と言われるものに関しては、これは通常の日用品ですとか文房具、あと幼稚園に関してはバス代等、通常の保育以外の部分で保護者に負担していただくべきものというのが実費徴収という定義になっております。

この実費徴収の部分に関しては、市のほうで特段の規制するという部分はございません。ただ、例えばこれを徴収する上では保護者の同意というのは不可欠でありまして、やはり相当な説明が必要なかなというふうに感じます。

市の保育園の考え方も、この点に関して申し上げますけれども、現行、市立保育園においても保育料とは別に教材費などを保護者から徴収しているという事例は今までもありませんし、今後もこういったものを徴収する考えというのはございません。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） たまたまというか、きのうですね、十河剛志委員のほうから学校の場合、就学援助について質問がございました。やっぱり保育園、幼稚園で就学援助というものがないわけですから、そういう援助ないところに実費だとか上乗せだとかでどんどん取られたらやってられないというか、実際払えない人も多いと思うんですよ。だから、今市が実費だとか上乗せはやらない方針ということを確認できてよかったと思います。

次に、調理についてですけども、例えば極端な話、コンビニ弁当なんかを保育施設の外部

から搬入して給食とするというようなことを、この条例案では全般に解禁はしていないという解釈ができるのかなと思いますが、具体的にはどの条項でもってそういった外部搬入を基本だめなんだということをお聞きします。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 滝上主査。

○こども・子育て応援室主査（滝上聡典君） お答えいたします。

今の給食の外部搬入に関することではありますが、まず条文に関しては土別市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の第14条第1項に規定をしております。この条例の内容としましては、例えばこの小規模保育事業ですとか、特定地域型保育事業に該当する部分に関しては、全て自園調理で対応しなさいというふうに条例のほうで設けておりますので、外部搬入とか一切認めるような形の条例にはしていません。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 本当、ただでさえ未就学児はアレルギー多いですから、アレルギーの子にしっかり対応して自園調理していくということで、今後ともお願いしたいと思います。

次に、土別市子ども・子育て会議での論議結果についてお伺いします。

この子ども・子育て会議、開いた回数と、この条例案についての意見についてお伺いします。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 藤森こども・子育て応援室長。

○こども・子育て応援室長（藤森裕悦君） 私のほうからお答えさせていただきます。

この土別市子ども・子育て会議につきましては、平成25年度3回、今年度3回の延べ6回開催しております。主な議題としましては、子ども・子育て支援に関するニーズ調査に関すること、それから次世代育成行動計画に関すること、そして今定例会に御審議いただいております子ども・子育て支援制度の関連条例案も御論議をいただいたところであります。あわせて、現在策定中でもあります土別市子ども・子育て支援事業計画に関することなどについても御審議いただいたところであります。

この関連条例案も含めまして、会議の中では委員の皆様から反対意見などは特段はなかったと、制度について一定の御理解を得たというふうに認識しております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） それで、この新制度ですね、子ども・子育て支援新制度について、きょう前半の病院についての話でも、くるみ保育所、病院の中の保育所も新制度には乗らない、事業者であるむっくりも新制度には乗らない、へき地保育所、それから認可外保育所も、この新制度には乗っていかないと。この新制度に乗っかるのは、結局市立保育園3園だけなんですよ。幼稚園も恐らく乗ると言っていないと思うんですが、何で乗らないのかとかいうか、乗らない原因というのはどういうところにあると市では考えていますか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 藤森室長。

○こども・子育て応援室長（藤森裕悦君） この制度におきましては、幼児期の教育・保育、それから地域の子育て支援を総合的に進めることを目指していると。施設型給付による新たな財政支援の中で、小規模事業などの新たな事業もつくられまして、子ども・子育て支援に関する多くの支援が盛り込まれた制度であるのではないかなというふうに思っています。

この制度の開始に当たりまして、私どもとしましても幼稚園や認可外保育園の代表者の方とも十分意見交換等させていただきました。その中で、この制度の内容についても周知を図ってきたところでありますけれども、委員お話しのとおり本年4月からの新制度に移行する施設はないということでございます。

移行しない要因としまして、まず認可外保育施設に関しましては、認可外保育施設が新制度に移行しますと、市の認可保育所だとか認定こども園などの基準を満たさなければならないと。もしくは、小規模事業などの要件を満たす必要があるということで、現段階において認可外保育所の施設が満たしていないという状況にあります。これらを満たす上では、例えば給食設備や保育室の改修だとか、それから保育士を初めとした一定数の職員確保といった形が必要となってまいりますから、相当な設備投資や経費の増加が見込まれるのではないかと、これが1つの要因ではないかなというふうに判断しています。

次に、幼稚園につきましては、施設等の運営基準については満たしておりますし移行しやすい状況にはあるのではないかなというふうに思うんですが、現状と新制度の公定価格だとか保育料等を勘案した場合ですね、収支状況を見ますと特段新制度に移行するメリットが感じられないということが上げられるのではないかなということで、以上のことが要因として上げられるのではないかなというふうに思っております。

ただ、今後におきましても認可外保育施設とか幼稚園が新制度に移行の希望があった場合については、市としても保護者や施設と十分に協議を進めて、保護者なり施設なりの最善の方策での助言とか提言等をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 先ほどの政府のパンフレットでは、子供が減ってきている地域の子育てもしっかり支援しますと言っていますけれども、この新制度やっぱり都市部の待機児対策という面が大きいですね。いろんな事業者に規模の大小問わず、保育施設をつくらせて、そこに子供を入れていくと、待機児を生まないようにしていくということですから、士別の場合はやはり季節保育所の名残である、今も続いている保育園なんかは保育料1万円程度とあって安く預けて、しかも市の助成も非常に独自に進化していましたので、この新制度なかなか適合するものではないというふうには思いますが、とにかく制度できたからには項目別審査で一時保育を取り上げたいと思うんですけれども、やはり今大変な状況になっている一時保育だとか、そういうところにしっかりと助成してほしいと思います。その言葉をもちまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上久嗣委員。

○委員（井上久嗣君） 通告に従いまして、総括質疑を行いたいと思います。

初めに、公共施設マネジメント計画について、先日の大西委員の質疑と重ならない範囲で行いたいと思います。

昨年の第3回定例会で、私の一般質問の公共施設等の集約化に関する質問でも触れさせていただきましたが、そのときの質問ですけれども、いわゆる公共施設等総合管理計画、これは国がつくりなさいということで、施設全体にかかわる管理について基本的な方針の位置づけとしてやりなさいということでありました。これで、士別市の場合は公共施設マネジメント計画を策定していくということで、こちらの2つの関係をお尋ねしたところ、その答弁では総合管理計画と一体的にですね、基本的な部分を総合管理計画としたいというような御答弁があったかと思うんですけれども、それで今回また改めて確認をさせていただきますけれども、この公共施設マネジメント計画というのは国の公共施設等総合管理計画を策定したものであるということになるので理解をしてよろしいのでしょうか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 丸財政課主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

まず、国が地方公共団体に対して策定要請をしております公共施設等管理計画につきましては、将来の人口ビジョンなどをもとに、これからの公共施設のあり方を地区別、分類別に総論についての内容で方針策定を行うものでございます。

一方、本市が策定を予定しております公共施設マネジメント計画につきましては、公共施設等総合管理計画同様、総論を検討をまずいたしまして、それから個別施設の今後の方針を決めるに当たり、着実に実施できるよう視野に入れた各論までの実施計画につながる計画を想定しているものでございまして、一步踏み込んだ内容を想定しているものでございます。

したがいまして、策定予定のマネジメント計画につきましては、公共施設等総合管理計画の項目内容と同様でございます、総論については同じものでございますので、この公共施設総合管理計画を含むものと考えているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、これ国の公共施設等総合管理計画に関するQ&Aというのがあるんですけれども、この策定に当たっては特別交付税措置があるということで、最大3年間にわたり策定した経費を対象とすると、複数年にわたって作成した場合は各年度の策定費用について対象とする予定であるというのがあるんですけれども、先日の大西委員の答弁の中で2年にわたって策定すると、やられるというのを答弁の中に入れておりましたが、もう一度確認させていただきますけれども、この公共施設マネジメント計画は2カ年にわたって計画をするということによろしいのでしょうか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

計画策定期間につきましては、平成27年度から28年度の2カ年を想定しております。

以上でございます。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、中身なんですけれども、いわゆる対象なんですけれども、これは同じくQ&Aを読ませていただきますと、公共施設等総合管理計画、本市の場合は公共施設のマネジメント計画になりますが、長期的視野を持って公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減、平準化する云々と書いておまして、その対象となる公共施設は地方公共団体が所有する建物、建築物だけではなく、道路、橋梁等のインフラ施設、公営企業の施設も含むとなっております。

これは今回、公共施設マネジメント計画をつくるに当たりまして、この計画の範囲ですね、建物、道路、河川、橋梁、公園、特に橋梁は橋梁長寿命化修繕計画ですか、策定されておりますし、後ほど質問させていただきます公園施設長寿命化計画も進んでおりますが、こういったものも含めた、どこまでの範囲を策定の中身に入れていくのかお答えいただきたいと思います。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

対象となる施設といたしましては、道路、公園、河川施設など、インフラを含めた全ての公共施設を対象としているものでございます。

以上でございます。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、一般財団法人地域総合整備財団というのがありまして、これにちょうど公共施設マネジメントとはということで、ウェブサイトがございます。いろいろ書いてあるんですけれども、これには一番最初に公共施設マネジメントを進める上で重要なものとして、インフラを含む公共施設全体を通じた原則をきちんとあらかじめ定めなさいということが書かれております。

これは、どういう意味かといいますと、建物等の新規整備の抑制をするという上において、長寿命化の推進などあらかじめ自治体として考える公共施設マネジメントの原則を規定しておくことにより、より効率的、効果的、公共施設マネジメントを推進することが可能となると書かれております。

例えば、実際の関係者と調整を図る上で、公共施設の総量圧縮が必要だったという総論、これは結構賛成されるんですけれども、個別の施設の対象の廃止論とかになりますと、途端、各論に反対、よく言われる、いわゆる総論賛成各論反対という可能性が出てきます。

例えば、さいたま市の場合の例が書かれてありますが、箱物3原則、インフラ3原則、この箱物3原則、さいたま市の場合ですが、1つは新規整備は原則行わない。2、施設の更新、建てかえは複合施設とする。3つ目が施設総量を縮減する。特に、延べ床面積等に当たるかと思

います。

2つ目のインフラ3原則、これは現状の投資額を維持する、2つ目、ライフサイクルコストを縮減する、効率的に新たなニーズに対応するという非常に具体的な原則を入れ込むことによって、その計画の推進の実効性を高めるということも書かれております。

それで、当市の場合これから2年かけて、この公共施設マネジメント計画を策定するんですが、こういった基本的な原則が私は必要と思いますが、現在どのようにお考えかお答えをいただきたいと思います。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

まず、今委員のほうからお話がありました原則の関係でございますが、こちらにつきまして平成27年度において、まずスケジュール的には、まずは各施設の現況把握をしっかりと行った上で、その内容について分析を行う予定でございます。その中で、総体、累計別などの基本方針などを総論と市の基本的な考え、原則を検討していくという形で考えているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これから2年かかるんで、まだわからないところもあるのかと思いますけれども、ぜひ実効性のない計画をつくっても全く意味がありませんので、お願いしたいと思います。

同じく、関連して聞きますけれども、いわゆる数値目標、きのうの大西委員の質問でも今と同じような答弁があったかと思えます。現状を把握しながら、数値目標を含めて考えていきたいということでした。

これ昨年も私、同じことを言ったんですけれども、ぜひ数値目標をとということで、そのときの答弁もマネジメント計画をつくっていく上では、一定の維持管理費、あるいは管理する面積、これらについてはある意味目標として数字を掲げていくことは必要かなと考えているという答弁もございました。1年前にも鉧路市の計画の話もさせていただきましたけれども、ぜひ一度、数値目標をきちんと入れていきたいという決意とか思いをお話いただければと思います。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 中館財政課長。

○財政課長（中館佳嗣君） 井上委員御指摘のとおり、私どももこの計画は実効性を担保することが重要だというふうを考えておまして、そのためにもやはり大枠での方針、数値目標というのは必要であろうと。具体的な議論は、もちろんこれからになるわけですが、例えば実態を調査した上で、施設の数が多いんじゃないか、延べ床面積を総量で目標数値削減する必要も出てくるんじゃないかということもあるかもしれませんし、そのほかにもトータルコストという面で見ますと、管理経費もそうですけれども、例えばある施設を長持ちさせて、そのためには何年ごとに大規模な改修を入れたほうが、いわゆるライフサイクルコストでいくとかえ

って効率的に運営できる、こういうことも当然出てこようかと思しますので、そういった数値目標も可能かどうか、こういった点含めて総合的に議論をして数値目標についても設定をしていく方向で議論していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次年度ですね、27年度、この公共施設マネジメント計画策定事業ということで1,400万円の予算を出しておりますが、この積算の主な内訳と、先ほど触れましたとおり、これは2分の1が特別交付税措置されるということなので、特別交付税、予算の中に既に入っているのか、それとも今年度、次年度にずれるのか含めて、その辺の措置の関係もお答えいただきたいと思ひます。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

まず、本年度の1,400万円の予算の内容でございますが、まずは調査分析経費ということで約800万円程度想定しているものでございます。また、そのほか個別施設の台帳であります施設カルテというものを策定する予定となっております、その内訳が約200万円、さらに基本計画の素案を策定する経費等で400万円ということで見込んでいます。

また、特別交付税との関係でございますが、特別交付税につきましては単年度ごとの交付申請となっております、平成27年度のこの事業につきましてはおおむね全額対象と想定しているものでございます。

なお、交付税につきましては一般財源扱いということになっておりますので、予算上の内訳としてこのものについては含むような形にはなるかと思ひしております。

以上でございます。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 特別交付税全体の予算載っていますか、その中に計算されているということによろしいんですか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

特別交付税、本年度につきましては9億円の予算額を想定させていただいておりますが、その中には個別対象となる経費、さまざまなものがございまして、そのほかにも留保している財源というものがございまして、その中を含め、総体としては含んでいるという考えで考えております。

以上でございます。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） もう1点、ちょっとお聞きしたいんですけども、調査分析800万円とい

うのは、いわゆる専門のコンサルさんをお願いするとかといった、そういった部分も含まれているんでしょうか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

今回の1,400万円の中身につきましては、こちらにつきましては全て委託経費ということで想定しているものでございます。

以上でございます。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今回、この土別市の場合は公共施設マネジメント計画をつくるわけですが、この国のいわゆる先ほど言いました公共施設等総合管理計画ですね、その関係でいいますと、新たに不要になった公共施設、それを解体するために除去債という特例債の発行が認められるようになったとお聞きしています。

今までは、地方債の発行というのは後世の人たちにも活用できる建設事業や収益性のある公益企業の経費に対してのみ発行できると定められておまして、いわゆる世代間の負担の公平という原則から跡地の利用計画もなく、施設をただ単に解体撤去するという費用に対しての地方債は発行できなかったとお聞きしています。今回、この計画を立てることによって、いわゆる除去のための特例債ということで除去債を発行できるようになったとお聞きしております。

きのうの大西委員の質問の答弁の中で、うちの市の場合は普通財産に限っては普通財産環境整備事業ということで、これは有利な過疎債を使ってやっていると。これは聞くと、起債はできるけれども、それに対する国からの何らかの補助というか、特にないのかと思いますけれども、その辺の中身も含めて、今後こういった公共施設解体等はこれからこの計画にのっとり進める場合に、この除去債の活用が考えているのか考えていないのかも含めて、また活用の予定とか時期等もわかりましたら、お答えいただきたいと思います。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

建物等の除去に係る起債というものが基本的にはこれまで委員お話のとおり認められなかったものでございます。しかしながら、昨年の平成26年度の地方債計画におきまして、公共施設総合管理計画に基づく公共施設除却に関する特例として制度が創設されました。こちらにつきましては、充当率が75%ということで、また交付税の措置がないような、いわゆる借金という形の中での起債でございます。

また、ことし27年度の地方債計画におきましては、新たに同じく公共施設総合管理計画に基づいて実施する事業に係る除去に係る経費も含めた中で、公共施設最適化事業債というものが新設されました。こちらにつきましては、内容的には充当率が90%、施設の集約複合化に係る事業については50%の交付税算入率、さらに転用の場合には30%という形で交付税の算入が見られているものでございますが、基本的には本市といたしましては過疎債が活用可能な間につ

きましては、一番起債の中で有利な過疎ソフトの活用を前提に考えているところでございます。
以上でございます。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これからつくるといふことで、なかなか中身も具体的に出てこないかと思
いますけれども、ぜひ計画、いろんな計画があるんですけども、先ほどもコンサルの委託料
だということですけども、ややもするとコンサル丸投げという計画も各自治体で見受けられ
るところも少なくないというところもありますので、これ非常に総合計画と絡んできて重要な
計画になるかと思っておりますので、市民の意見もきちんと聞きながら、いい計画にしてい
ただきたいと思っております。

ちなみに、千葉県の習志野市ですね、この計画、こういった公共施設の計画を実効性を高め
たいということで、条例化したんですね、去年の7月7日に、公共施設再生基本条例という条
例をして、こういった計画をきちんと条文化の中で実効性をより高めていくという、そんな自
治体もありますので、そういったこともぜひ参考にしながら、しっかりした計画をつくってい
ただきたいと思っております。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） まだ井上委員の総括質疑が続いておりますが、ここで昼食を含め、
午後1時30分まで休憩いたします。

(午前 1 時 4 7 分休憩)

(午後 1 時 3 0 分再開)

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑を続行いたします。

井上久嗣委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、農畜産物加工株式会社について御質問をいたします。

昨年の6月の第2回の定例会の中で、出資団体の経営状況報告がありまして、その中で25年
度の純損失2,664万円との報告があり、26年度の経営改善に向けた強化策をお尋ねをいたしま
した。その答弁の中では、価格を改定していくとか、旧製品の復活をするなどして収支の均衡
を図っていききたいと。また、売り上げの目標といたしましては2億6,000万円ほどの目標に対
しまして、30万円という利益を上げたいという計画を出していただきました。

現時点でお聞きしますと、計画目標に26年度、大きく届かないと聞いております。その26年
度末、もうすぐでありますけれども、決算見込みの状況をお知らせいただきたいと思いま
す。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 寺田農業振興課主幹。

○農業振興課主幹（寺田和寛君） 平成26年度の決算見込みについてお答えいたします。

売り上げ見込み2億2,625万2,000円、売り上げ原価2億3,144万1,000円、販売費及び一般管
理費ですが、1,109万5,000円、当年度純損失といたしまして1,625万4,000円、平成25年度繰越

利益剰余金がマイナスの2,699万1,000円ですので、平成26年度末の繰越利益剰余金についてはマイナスの4,324万5,000円になる予定となっております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 昨年の6月の定例会のときに、先ほど申し上げましたとおり質問したときに債務超過額が約1,700万円ほどということです。これも入れて、今お話いただきましたところによります1,600万円ほどのさらに赤字がふえたということで、累積しますと約3,300万円が債務超過になるということによろしいんですね。

それで、25年度末の繰越欠損金でいきますと2,700万円でしたから、同じように1,600万円ふえるということになりますと、26年度末の繰越欠損金が約4,300万円ほどになるかと思います。これ資本金が1,000万円ですから、累積欠損金が資本金の約4.3倍ということになります。これ仮に、毎年利益200万円ずつ出して売っていったとしても、累積の欠損金を回収するのに20年以上かかるという非常に異常とも言える決算状況ではないかと思います。

この26年度目標に大きく届かなかった、また売上げがふえなかった、また損失がこれだけ出たという要因についてお話をいただきたいと思います。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 寺田主幹。

○農業振興課主幹（寺田和寛君） 平成26年度の売上げ減と新たな損失ということですが、売上げにつきまして2億5,674万2,000円、当年純利益296万7,000円となった平成23年度の収支と比較してお答えさせていただきたいと思います。

売上げ減となった要因といたしましては、錦糸卵及びネギ焼き製品の販売不振であります。錦糸卵については、平成23年度は8,352万1,000円に対し、平成26年度見込みで6,893万5,000円でマイナスの1,458万6,000円となっております。

次に、ネギ焼き製品についてですが、平成23年度4,033万2,000円に対しまして、平成26年度見込みとしましては2,568万9,000円でマイナス1,464万3,000円となっております。

もう1点、新たな損失要因といたしましては、製造経費の増が上げられます。まず、鶏卵の価格の高騰です。平成23年度、キロ当たり141.9円だったものが平成26年度はキロ当たり229.9円となり、キロ当たり88円値上がりとなっております。これを年間使用量で換算いたしますと、年間使用数量が約17万5,000キロということになりますので、88円を掛けまして1,540万円の増となっております。

次に、電気料金の値上げです。平成23年度合計の使用料金については1,339万9,000円、平成26年度見込み使用料金ですが、1,500万円、260万1,000円の増となっております。また、その他修繕費といたしましても219万8,000円の支出をしております。

これらの対策といたしまして、1点目、新商品の販売、開発をいたしました。商品名としましては和風チヂミ、およそ見込みで38万円の売上げの増を見込んでおりました。もう一つ、ジャガイモとひき肉のほくほく炒めというものを売上げ見込みで150万円見込んでおりました。

た。これは両方とも平成26年の10月から販売を始めております。

2点目としまして、鶏卵の価格の対応としまして、26年の4月より卵製品の5%価格の改定を行っております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） るる原因はあるんでしょうけれども、でもそれはそうとしましても、結果的にこういう赤字になったということは非常に残念なんですけれども、関連してもう一つお聞きしたいんですけれども、農畜産物加工株式会社、この会社はすぐる食品さんの依存が非常に高いわけですが、すぐる食品さんをどうこう言うつもりはございませんが、一般論として販路は多いほうがリスク分散ができるというのが経営の常識的なところがあるわけなんですけれども、1社に大きく依存をいたしますと経営の選択肢が非常に限られてくるということがよく言われております。

そこでお尋ねをいたしますが、過去3年間のすぐる食品さんへの販売の額、この生産額のうちの販売額ですね、その率ですね、どのくらいの全体の販売額の中に占める割合がどう推移されてきたのか、26年度におきましては見込みで結構ですので、お知らせください。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 寺田主幹。

○農業振興課主幹（寺田和寛君） お答えいたします。

平成24年度から26年度見込みまでの3カ年についてお答えいたします。

24年度、売り上げ総額といたしまして2億4,410万3,000円、そのうちすぐる食品分としまして2億3,149万4,000円、割合といたしましては94.83%になります。平成25年度、総売り上げが2億2,663万3,000円、うちすぐる食品分が2億1,283万5,000円、割合といたしまして93.91%になります。26年度、見込みであります、総売り上げ2億2,625万2,000円に対しまして、すぐる食品分が2億1,267万7,000円、割合といたしまして94%となっております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 事実上はすぐる食品さんの子会社じゃないかというようなイメージになってしまうんですけれども、それでですね、昨年の6月に私の質問の中で資金繰りへの不安ということで、どうなのだということで御質問したときに、支払いのサイトを短縮してもらって、何とかなるということで対応するということでした。その間、約1年間、先ほどありましたように26年度中に新たな純損失1,600万円ほどが発生したということで、いよいよ資金繰りが難しくなったということだと思います。27年度に、今までの貸付金7,000万円に3,000万円を追加して1億円という予算案が出ております。これも資金繰りのせいだと思います。

それで、お尋ねしますが、貸付金が1億円とするということの前提で、まず改善策をきちんと進めていただかないと、貸付金の増額というの、それだけではもちろん解決できるものじゃありませんので、27年度以降の主な改善策をお答えいただきたいと思います。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 金経済部次長。

○経済部次長（金 章君） お答えいたします。

27年度の改善策といたしましては、この間、固定経費、いわゆる人件費だとか電気料だとか、そういった部分が上がってきておりますので、製品価格の改定ということで販売元を通じまして各小売、エンドユーザーのほうに10月から平均単価10%の価格改定ということで、バレイショ製品を中心に価格改定をする予定になっております。この部分については、もう既に内諾をいただいております、この部分に伴って660万円ほど年間で収入が上がる予定になっております。

そのほか、4月から新たな製造ラインということで、今まで3ライン、いわゆるバレイショ製品のラインと、それからお好み焼きのラインと、それから卵製品のラインということで3ラインを稼働させていたわけですが、3ラインのうちの一部については午前中だけというラインがあって、そのラインを他に転用できないかということで検討していたんですが、なかなか転用できないということで新たなラインを設けて4ラインにすることにしました。そのラインで、いわゆる具体的にはお好み焼きだとかネギ焼きだとかチヂミだとか、丸目玉焼きだとかといったキャベツ製品あるいは卵製品の製造強化が図られて、これでおおよそ1,000万円程度の売り上げ増となる予定であります。

そのほか、この会社の主力商品であります錦糸卵につきまして、販売元との協議の中で営業を中心に販売強化商品として4月から取り組むということで、この強化を図ることによって年間で3%程度の増が見込まれるということで、錦糸卵につきましては7,000万円程度の年間販売料がありまして、その3%程度ということですから200万円前後の金額が改善されるのかというふうに考えております。こういったことをもちまして、収入の増と、それから製造コスト、いわゆるフルに作業を動かすことによって固定経費を圧縮していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） いろいろと今改善策お話しいただいたんで、ぜひ早急に収益の改善に向けて御努力をいただきたいなと思います。

現実には、25年度の売り上げが約2億2,600万円で26年度の見込みの売り上げもほぼ同額の2億2,600万円ということで、27年度の売り上げ目標が2億4,300万円ということで、現状の7.5%くらいの増ということを目指されるということで、過去二、三年の状況を見ますと結構きつい数字かなとは思いますが、逆算するとその売り上げを達成しないと収益が見込めないということかと思えます。

これで収益を出して、先ほども同じようなことを言いましたけれども、100万、200万と収益を出していっても、今累積した欠損金の解消には相当かかるという状況なんですけれども、それでもとりあえずは、まずは収支均衡をしていただいて、多少でもプラスを目指していただく

ということなんですけれども、今お話いただいたような改善策を当然、もちろん全力を尽くしてやっていただいた上でもですね、仮に早期に改善が図られないというような状況が見られたときには、もっと本当に抜本的な改革をしないと、この決算指標を見るまでもなく、非常に厳しいんじゃないかなと思います。これを27年度、動き出して1年待ってから、また見るということではなく、早い時期で数値をきちんと管理しながら、場合によっては思い切った抜本的改革も視野に入れるべきじゃないかなと思います。

この会社の社長は副市長でございますので、ぜひ一言いただければありがたいと思います。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） お答えいたします。

先ほど、この会社が苦しい状況であったという原因を、それぞれ製品ごとに御説明させていただきましたけれども、この会社は地元農畜産物の付加価値の向上と地域で雇用を確保するという、この2つの大きな使命を持って平成7年に設立しまして、ことしの7月をもって20年ということになるわけでありましてけれども、この間、総販売元の協力、そして社員の頑張りもあって、この付加価値の向上と雇用という点については大きな成果を果たしてきたというふうに考えております。

ただ、バブル経済がはじけて消費が低迷したと、そしてデフレの状況があって、なかなか物価が上がらないという中で、国内の中小の製造業、多くはそのような状態であったと思うんですけれども、資材等々の原価が上がっても、なかなかそれを販売価格に転嫁できないという苦しい製造業の実態というのがあったと。その中で、先ほど説明したような個別の製品の状況もあって、なかなか収益につながってこなかったという状況であったかと思えます。

ただ、今日の状況を見ますと、けさの新聞当たりにも物価の基調は確実に改善していると、デフレも半歩ほど抜け出したんじゃないかという日銀総裁のコメントも載っておりましたし、そういったことを背景として販売価格の、先ほどもバレイショ製品の販売価格改定するという話いたしましたけれども、そういったことも出てきたと。

それと、もう一つは、この会社は製造ラインがふえれば、まだ収益が上がるんだということは相前から、そういう話をしたわけでありましてけれども、あのスペースの中ではラインをふやすことができないと。仮にふやすとすれば、増築をしなければならないというような話もありまして、なかなかそこに向かえなかったのでありますけれども、今回何とか現有施設の中で3ラインを4ラインにふやすというめどが立ったということでもありますので、そういったことも含めて、まずは今の経済状況の中で適正に原価の上昇部分を販売価格に転嫁といいますか、乗せていくということ。それと、4ラインにしたことによって着実に利益を出して、この会社をしっかりと存続させていくということをやりたいと思いますけれども、今お話にございましたように今までもいろんな手段を講じてきて、なかなか結果が出なかったといった、その事実もあるわけですので、今後は四半期ごとにしっかりと会社の状況をチェックしながら、その後、あらゆる選択肢のどの一つも排除することなく、この会社はどのように向

かっていけばいいんだといったような方策も考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今、副市長も申されましたが、私もこの会社は6次産業的な先駆けの企業としてぜひ頑張ってもらいたいという大前提で質問していますので、40人前後の従業員さん、パートさん含めて雇用の場にもなっておりますので、ぜひ非常に厳しい決算ですけれども、まずは収支均衡を目指して欠損金を多少でも早期に少しずつ解消していくという御努力をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次に、土別市公園施設長寿命化計画に関して御質問をさせていただきたいと思います。

前段に、私これ議員から選出されます改選前ですから、去年の4月まで議員選出の都市計画審議員の一人をさせていただきまして、そのときちょうどパブコメをとる前の長寿命化計画案、実際にでき上がった成果品と多分そんなに変わらないと思いますけれども、これを持っていますけれども、実は成果品としては各議員にはでき上がったものは、この計画書自体は配られていないんですね。例えば、同じ建設水道部でいいますと、以前、公営住宅等長寿命化計画、それは頂いています。こういった長期計画、もう実際にこれにのっかって新年度、27年度から都市公園の整備が始まるわけですけれども、こういったものは議員に渡されるのと渡されないのと、たまたまあるんですけれども、大体は頂いていると思うんですけれども、そういう基準みたいなものがあるのでしょうか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 半沢建設水道部次長。

○建設水道部次長（半沢 勝君） お答えいたします。

基準的なものは、今現在設けてはいないんですが、各種計画を策定した場合には公園初め道路、住宅、上下水道等々の長寿命化計画書というのは100ページ以上にもなるような計画書となっていて、膨大な資料となるために、今まではホームページ上では公表してきたわけなんです。井上委員のおっしゃるようには確かに長期的に事業の進捗等々のものにもかかわることもありますので、議会への資料としましては今後、概要版的なものも含めまして、計画の概要や年次計画などがわかるような、抜粋したようなものを計画書の資料として配付をいたしてまいりたいなというふうには検討してまいります。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） そうなんです、これ情報公開コーナーに置いてあると思うので、議員もそこに見に行けばいいんでしょうけれども、そうはいつでも全議員さんが見ているかどうかというのは失礼ですけれども、そういうところもあると思います。そうすると、これにのっかって質問しても伝わる議員さんとそうじゃない議員さんがいたりすると、どうなのかなという気がしますので、できるだけコストの面もあるんでしょうけれども、長期計画、予算に絡んでくる部分が多いので、必要なものは配付していただければなと思います。

それで、本筋のほうにいきますけれども、この公園長寿命化計画、これは国が策定を自治体に進めてきたものかと思います。その国の、まず基本的にこの公園長寿命化計画をつくりなさいという、その考え方と、本市がこれを策定したその計画の概要というか、本市の考え方をまずはお聞きしたいと思います。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 鈴村土木管理課主査。

○土木管理課主査（鈴村 章君） お答えします。

国の施策としまして、地方公共団体が管理する都市公園における公園施設について、安全性の確保及び施設が設置されたときから撤去されるまでの間に係る総費用、いわゆるライフサイクルコスト縮減の観点から、平成21年4月に公園施設長寿命化計画策定補助制度が創出されました。予防保全管理による計画的な修繕により、施設の長寿命化を図る内容でございます。

従来であれば、施設の修繕、更新につきましては国の制度はなく、新たな制度として実施されております。市町村につきましては、平成25年度までに計画を策定することとされており、計画期間はおおむね10年とされています。また、5年ごとにローリングにより見直しを実施することとされています。

続きまして、本市の計画の概要についてでございます。

市内27カ所にある都市公園を平成24年に点検を行い、平成25年4月に計画を策定し、国に提出したところでございます。計画の内容としては、老朽化や損傷の度合い、利用頻度などを勘案して117の施設を計画の対象とし、7年間で修繕を行う予定でございます。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、この計画を作成することによりまして、国からの補助策があるとお聞きしていますが、その範囲ですとか補助の内容、中身をお知らせください。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 鈴村主査。

○土木管理課主査（鈴村 章君） お答えします。

この事業に対する国の補助としまして、該当する施設の修繕費に対して2分の1の補助を受けられます。平成25年度までに計画を策定し、国に提出したものが今後の補助対象施設となることから、5年ごとに既存施設を調査し、施設の健全度により延命のための修繕、更新を行うことができます。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、これができたわけですが、10年の計画なんですよ。計画自体は10年間、7年間とさっき言われたけれども、どっちなんですか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 五十嵐土木管理課主幹。

○土木管理課主幹（五十嵐 智君） 先ほど、鈴村主査がお答えしましたように、計画は10年で、あくまでも士別市の27施設の中のCとDに判定されている遊具施設については7年間で国の制

度を活用しながら更新をしていくということです。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） そうすると、残り3年間も今後考えるという可能性もあるということですか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 五十嵐主幹。

○土木管理課主幹（五十嵐 智君） 基本的に、5年ごとのローリングでB判定の場合、現在B判定が例えば5年後のときにC判定になる可能性もありますので、引き続き国に要求しながらBからCにいった施設も国の補助制度を利用しながら活用していきます。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、C、D判定ということになったものを7年間でまずは進めるということで、その7年間の主な部分だけでいいですから、今後のスケジュールをちょっと教えていただきたいと思います。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 鈴木主査。

○土木管理課主査（鈴木 章君） お答えします。

長寿命化事業のスケジュールにつきまして、平成25年度に策定した補助対象施設のうち、利用されている方の安全を考え、修繕が急がれている施設の順に事業を進めてまいります。

また、平成27年から再整備しますつくも水郷公園につきましては、3カ年で事業実施をする予定でございますので、再整備事業と連携を図り、一体的に再整備と長寿命化事業を進めることを考えております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 非常にあっさり終わっちゃいましたね。

それで、今水郷公園という話がありましたけれども、この長寿命化計画の第1号ということにもなるので、一番大きな事業の一つかもしれません。その水郷公園の再開発事業ですね、それについて何点かお聞きしたいと思います。

まず、これ総合計画、去年の3月20日付になっていただいた総合計画から、その前の25年に頂いたものには載っていませんでしたけれども、昨年からわくわく水郷公園再整備事業ということで、事業費約3億5,000万弱ということで事業費が総合計画のほうへ、実施計画の中に載るようになりました。

このまず総額を3億5,000万円ほどとした経緯についてお答えいただきたいと思います。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 半沢次長。

○建設水道部次長（半沢 勝君） お答えいたします。

総額を3億5,000万円とした経緯につきましては、平成21年度に士別都市計画マスタープランの見直しを行う際に、都市計画審議会及び庁内検討会議で検証した結果、30年を超えている老朽化する士別市で唯一の総合公園でありますので、市民の満足度から改修の必要性について

協議があったところでありまして、それをもとに平成22年度に市民の声を広く聞くために27自治会、市内12カ所で開催しました地域政策懇談会において再整備に対しては多くの要望、意見が出されたということであり、懇談会での意見をもとに最低限として老朽化する施設であります園路や広場、キャンプ場、パークゴルフ場、取水施設の新設、遊具の更新などなど、こういったものを再整備するに当たりまして一応3億5,000万円ということで見込んでおりまして、それを上限として総合計画にも反映してきたという経緯でございます。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 一応と言われましたけれども、これちゃんと計算されたかと思って聞いたんですけども、これは市長のマニフェストという部分もありますし、市民の意見も含めて最低これぐらいは必要だろうという部分で出されたということ認識をしてよろしいのでしょうか。

それで、これは水郷公園再開発事業というのは今の質問は、公園施設長寿命化計画の関連で言っていますけれども、これ全部がこの先ほど2分の1が該当する長寿命化計画に該当するのではないということをお聞きしていますが、それで約3億5,000万円の中でこの長寿命化計画に該当する事業とか事業費がどのくらいで、その多分2分の1になるのでしょうかけれども、どのくらいの補助があるのか。また、他の補助事業もあるのかないのか、それぞれ額とか比率等も、今時点でわかればお知らせください。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 鈴木主査。

○土木管理課主査（鈴木 章君） お答えします。

つくも水郷公園再整備に当たっての補助ということでございまして、該当するのが公園長寿命化事業でございます。事業費につきましては、約7,100万円を試算しております。対象施設につきましては、遊戯施設、駐車場の舗装などの40施設がございます。それらに対して国からの交付金としまして2分の1となるため、およそ3,550万円を想定しております。

他の補助ということでございまして、今計画策定の段階でございますので、実施計画に移りましたら北海道と再度協議を行いたいというふうに考えております。単独費につきましては、総事業費の8割に当たる2億7,900万円を想定しております。

以上でございます。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） この公園長寿命化の率をもっと高いのかなとちょっと期待していたんですけども、非常に単独費用の割合が多いんだなというのを改めて思いました。他の補助事業も、これから検討されるということなので、ぜひ大きな金額ですので、有利な補助を何とか活用できるような方向でぜひ進めていただきたいと思います。

それで、3年間で水郷公園の再整備をやるということですけども、まず現時点で、3年間ですから、全部が確定しているわけでは当然ないでしょうが、まずは今決まっている大まかな、

3年間にわたる年次的な計画の中身をお知らせください。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 五十嵐主幹。

○土木管理課主幹（五十嵐 智君） お答えします。

3年間の年次計画についてであります。基本的な考えは全面的に休園することなく、ゾーンごとに集中して工事を施工しようと思っています。そして、効率的な整備を心がけます。

また、市民参画による公園づくり、例えば市民ボランティアによる池の清掃や花壇造成など、コストの軽減を考えて計画しています。

最初に、平成27年度は公園長寿命化計画に沿って、遊戯広場ゾーンの遊具や休憩施設の更新と地下水調査及び池の水質改善を計画しています。特に、市民アンケートにおいて池の水質浄化や水質改善を強く望む声がありました。また、市民検討会議においても水郷公園の再整備を実施するに当たり、池の浄化や水質改善から始めてみてはという提言をいただいております。それで、この池の浄化や水質改善を再整備のスタートとして事業を展開していく考えであります。

次に、平成28年度は引き続き遊戯広場ゾーンの遊具整備と本公園の目玉である親水広場の造成、それと総合案内と休憩施設、それと子供を含めた利用者の安全を監視する目的を兼ね備えた管理棟を新設する計画であります。

最終年の平成29年度は、管理棟の周辺整備を初め、旧プール跡地の再利用を図り、パークゴルフ場の造成、ランニングコース、S L広場の整備、トイレの新設などを計画し、そしてつくも水郷公園再整備を完成させる予定としています。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今、3年間は本当に大きな部分的なことで御説明いただきましたけれども、まだ細かいことはこれから決まってくるんだと思います。そもそも、この水郷公園の再開発事業は、つくも水郷公園再整備市民検討会議というのを立ち上げていただいて、市民、団体の皆様からいろいろな意見を出していただいて、その提言書によって新年度から始まるとお聞きしています。これ3年間やりますので、普通提言書を出されて1年ででき上がるような事業だったら、問題はないのかもしれませんが、3年もかけて、しかも細かなことはこれから決まっていくということであれば、一度提言はいただきましたけれども、こういった検討会議の参加者の方々に要所、要所に、また再度御意見をいただくという場所をとるべきではないかなと私は思います。そうしないと、これから提言をいただいたんで、3年間は全部もう行政主導でやりますというよりは、要所、要所でですね、今まで検討していただいた市民の方にもアイデア、御意見を可能な範囲で反映できるような形をとるべきかと思いますが、その辺についてどうお考えでしょうか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） 私のほうからお答えをいたします。

今、井上委員お話のとおり、この市民検討会議、40名の皆さんで構成をしていただきました。20代から80歳代までという非常に幅広い年齢層、そしてさまざまな団体、職種といった中で、非常に活発な御意見を頂戴をし、また再整備の事業費、それから維持管理に係るコスト面に至るまで、協議をしていただいたところでもあります。

また、この提言書の内容には公園に対する市民の思いを一層強めてもらうために、市民参加での池の清掃など、こういった御提案もいただいたところでもあります。その際、市民参加に当たっては検討委員会のメンバーが中心となって取り組んでいただけたらという力強いお言葉も頂戴をしたところでもあります。

現在、基本計画のパブリックコメントをこの3月26日まで実施中であります。このパブリックコメントが終了した後の30日に6回目の検討会議を開催する予定をしております。そこで、市民の皆さんからの御意見についての確認を実施するということになっております。井上委員お話のとおり、再整備事業は3年間かけての継続事業であります。通常は、検討会議の皆さんには提言書の策定まで何とかお願いをしたいと、そして3年後の再整備後にですね、また再び皆さんで集まってもらって、喜びを分かち合おうではありませんかということでスタートをしたところではありますが、委員お話のとおりできるならばですね、今後においても市民目線でのチェック、そしてアドバイスをいただく機関として、この検討会議を継続していただくことができないかということをお願いをしながら、御相談をしてみたいと考えております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） あと1点だけお聞きします。

以前、国忠議員から貴重な動植物という話もありました。一方、水質改善という両方の、これは各市民から両方の意見、私も聞いております。水質を改善するという気持ちも物すごくよくわかりますが、貴重と言われる動植物を保護しながら水質を改善するという、27年度はまず地下水の調査をすると言っていたので、具体的なことはこれからなんだろうけれども、その辺の兼ね合いについて現時点の考え方をお聞かせください。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 半沢次長。

○建設水道部次長（半沢 勝君） お答えいたします。

つくも水郷公園の再整備につきましては、水と緑を生かした豊かな自然を特徴とした公園整備は必須であるというふうに考えております。再整備市民検討会議から出されました意見の中にも、池の浄化に対する課題ですとか、既存の動植物を生かした自然観察などができる観賞池の整備についてのお話もいただいているところです。提言書の中でも、市民とともに行う池の清掃なども含まれておりまして、水質の改善は大きな目標としているところでもあります。

まず、水を浄化する手法といたしましては、平成元年に池の水を干して池の泥を搬出したというような工事の経過もあり、一定の効果が得られたということもあります。そこから定期的な清掃も必要だと、あとは公園内でのボーリングによる地下水の利用なども検討しながら、池

の浄化のほうもやってまいりたいと、検討していききたいというふうに考えております。

あと、動植物の保護につきましては、先ほどお話ありましたけれども、国忠委員のほうからお話もあってお答えしていますけれども、公園内には貴重な水生植物やオタマジャクシ、川エビ、カエルなどが生息しており、自然観察などが今後行える自然環境の保全を行うこととしていますというお答えをしているところであります。

特に、市民アンケートでの来園する目的としましては、コイのえさやりを楽しみにということで、自然観察を兼ねて来園する市民も多いものと考えますので、これらの自然環境を壊さぬことも重要な整備の一環として考えておりますので、今後、専門知識を持った方々の御意見なども伺いながら環境保全に努めてまいりたいと思います。

更には、自然の大切さを知ってもらうことや、利用者のマナーなどの啓発についての手法についても今後検討してまいります。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君） 今の項目の質問の中で、冒頭、計画書の取り扱いについてのお話がありました。今お話の建設部関係の長寿命化計画といったものもありますし、本市にはそのほかにたくさんのいろんな計画を策定するという機会がございます。策定していくに当たりましては、議会での議論を初め、各種審議会での議論あるいはパブリックコメント、こうしたものを通じながら成案ということになっていくわけですが、当初まだ原案という中で議会のほうにもお示しをさせていただいて、それが成案になっていくわけですが、これ成案になった時点で議会のほうにも、皆さんにお渡しをするということが徹底されていないというような面もありますので、今後においては各できた計画については徹底して議会のほうにもお渡ししていくという考え方をもちたいというふうに思います。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） お願いします。

ということで、3年間という短いような長いような、ある面長い事業ですので、きちんと精査しながら進めていただきたいと思います。それでは、次の質問に移ります。

それでは、いよいよ新年度から第6期になります。第6期介護保険事業計画につきまして質問をさせていただきたいと思います。

介護保険制度、非常に今回大幅な見直しが行われています。この委員会でもいろんな答弁の中、質問の中で出てきますけれども、いわゆる地域包括ケアシステムの構築というのが大きな1つの目玉、もう一つが費用負担を公平化とされており。そんな中、この国の法律が大きく改正されたのにあわせて、土別市の第6期介護保険事業計画も当然それを加味しながら策定しているわけですが、今回の第6期介護保険事業計画の、まず策定に当たった基本的な考え方をお示しいただきたいと思います。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 得字健康長寿推進室長。

○保健福祉部健康長寿推進室長（得字繁美君） 昨日、松ヶ平委員の御質問でもお答えしておりますけれども、第6期計画は団塊の世代が75歳以上となる平成37年ころを見据えた計画でございます。全国の市町村と同じように、本市におきましても今後高齢化は一層進みまして、ひとり暮らしの高齢者あるいは高齢者のみ世帯の増加が見込まれ、それに伴いまして認知症高齢者も増加すると推計してございます。地域包括ケアシステムの構築は、喫緊の課題だというふうに考えてございます。

そのため、地域包括ケアシステムの構築に当たりましては、新たな事業を取り入れるとともに、これまで取り組んできました事業も一層充実をさせ、高齢者が元気で活躍できる地域づくりを目指し、支え合い活動など総合的な施策を盛り込んだ計画としてございます。

以上でございます。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、まず今回の改正で影響の大きな改正につきまして、何点かお聞きしたいと思います。

まず初めに、今まで要支援者が利用されています訪問介護、デイサービス、これ介護保険の給付に基づく仕組みだったんですけれども、今回から市町村の地域支援事業で提供されるということになりました。これは市町村の裁量にあるわけですから、その裁量によって大きな違いが出る可能性があると言われております。地域支援事業に一律の基準がないということで、ある面柔軟に対応できるわけですが、場合によってはサービスが低下してしまうのではないかなどという危惧も考えられます。

この準備のための3年間という期間が位置づけられているとお聞きしております。そのかわり、準備の整えた市町村から徐々に移行を済ませて、2018年度からは全市町村完全実施とお聞きしておりますが、まず地域支援事業におけます要支援者の今までの対応と大きく、利用者が最も気がかりなサービスとか利用料の変化があるのかなのかというのが非常に要支援1、2の今の利用者に不安なところかと思っておりますので、その辺のことについてお答えいただきたいと思っております。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 青木介護保険課主幹。

○介護保険課主幹（青木秀敏君） お答えいたします。

今回の法改正では、要支援認定者が利用しております介護給付のサービスとして介護予防のサービスのうち、訪問介護、いわゆるホームヘルパー、それから通所介護、デイサービスのみが地域支援事業に移行することとなったところです。

この移行に際しまして、サービスの内容、それから利用料については現行と同様に実施することとしたいと考えております。それと、要介護状態とならないための介護予防事業も実施しておりますけれども、それと一体的に実施する中で切れ目のない支援が可能となる仕組みを構築していくのも重要なと考えております。

現在、具体的なサービス内容、利用料などについて訪問通所サービス等の事業所と意見交換を図るなどをしておりまして、今後も利用者の不利益とならないような制度設計に努めていきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これは移行最大3年間という期間があるんですけども、本市の場合の移行はどのくらいを想定されているんですか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 青木介護保険課主幹。

○介護保険課主幹（青木秀敏君） 移行につきましては、来年度の平成27年度から移行したいと考えております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それと、改正の大きな1つで、特別養護老人ホームの入所資格が原則要介護3以上となりますね、本市にはコスモス苑と美土里ハイツございますけれども、今までも1、2、その状況によって判断されていたんでしょうけれども、入所された方もいると思うんですけども、この原則というのがよくわからないんですけども、原則要介護3以上ということになる影響があるのかなのか、その辺お答えいただきたいと思います。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 青木主幹。

○介護保険課主幹（青木秀敏君） お答えいたします。

特別養護老人ホームへの入所資格が原則要介護3以上となるということなんですが、その影響なんですけれども、入所要件につきましては在宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、要介護3以上の方を対象とする機能の重点化が今回制度改正で図られたところであります。平成27年4月1日からの適用となりますけれども、しかしながら要介護3未満であっても在宅生活が困難で、特別養護老人ホームでなければ生活することが困難な高齢者について、そういった方については特養に設けられております入所判定委員会において特例入所者として認められた場合につきましては、入所が可能となります。このため、土別市といったしましては、特例入所の基準を策定したところでありまして、今後この基準をもとに入所判定委員会において特例入所の判断を実施していくこととなります。

また、特例入所とならない入所希望者に対しましては、要介護認定の申請のときに、窓口に来た際に今回の制度改正の内容を説明するとともに、特養以外の施設、その方の状況に合ったグループホーム、それから特定施設入居者生活介護の施設など、その他の施設の説明などを行いたいと思っております。また、在宅のサービスを利用している方だと思いますので、そういった方々が介護支援計画をつくって在宅サービスを利用されているかと思っておりますけれども、そういった介護計画をつくっている介護支援専門員への情報提供などもして、4月以降、混乱することがないように努めていきたいと考えています。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ぜひ、困っている方のための介護保険ですから、国の改正とはいえども、極力柔軟に対応できるような形でお願いしたいと思います。

それで、同じくこの改定のほうなんですけれども、厚労省が2月6日に社会保障審議会介護給付費分科会という長い名前の会で、ことしの15年度の介護報酬が発表されました。非常にびっくりするというか、マイナス幅のある部分も結構あります。デイサービス、特定施設、特養などはマイナス6%ということで、過去にない介護報酬のマイナスとなっております。本市の場合、コスモス苑とか桜丘荘とか指定管理をしておりますけれども、介護報酬の減額による指定管理料への影響はどのくらいの形で影響しているのでしょうか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 大懸福祉課主査。

○福祉課主査（大懸保司君） お答えいたします。

今回の介護報酬改定について、平成26年度の実績をもとに影響額について試算しますと、収入の減額となりますが、平成27年度の収支計画について新たな介護報酬により提出いただき、内容を精査しましたところ、コスモス苑においては施設入所分について長期入院などの改善により施設の稼働率が上がることが見込まれており、利用増の見込みとなっております。また、短期入所分においても利用増を見込んでいますことから、一部介護報酬改定による影響はありますけれども、大幅な減収とはならず、指定管理料は発生しない状況となっております。

一方、桜丘荘については通所介護分において減額が見込まれておりますが、介護報酬改定により新設されますサービス提供体制強化加算の増額が見込まれており、通所介護分の減額と相殺されますことから、指定管理料の変更は発生しない収支計画となっております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ということは、介護報酬額は下がったけれども、どちらも指定管理料への影響はないということで見込んでいるということですね。はい、わかりました。

それで、あと市の指定管理している施設の今のコスモス苑、桜丘荘のほかには本市にはたくさんの方の民間の介護施設がございます。これも非常に介護報酬が下がったんですね。例えば、小規模多機能型居住介護というので申しますと、要介護3の利用者の場合は同一建物居住者でマイナス15.2%、それ以外の利用者は5.9%ですとか、認知症対応型共同生活介護というのでは要介護3の利用でマイナス5.8%という非常に大きな引き下げ、小規模デイサービスに至ってはマイナス9%という引き下げということで、非常に民間の、先ほどコスモス苑と桜丘荘は影響はないと言われましたが、民間の場合もあるのかなのか、これだけ見ると非常に影響が大きいのではないかなと思います。

一部には、大きな事業の見直しが行われる内容ではないかという報道もあるわけですが、その辺につきまして本市のほうにはどのような情報というか、そういう施設からの声が上がって

きているのでしょうか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 青木主幹。

○介護保険課主幹（青木秀敏君） お答えいたします。

先ほども委員からお話のありました本年2月に全容が明らかになった介護報酬の改定なんですけれども、いろいろお話がありましたけれども、サービス種類ごとに改定率はさまざまなものでありまして、基本報酬はどのサービスもマイナス改定であり、加算も含めて平均で2.27%の減額の改定となっているところです。この介護報酬の改定が公表されて以降、市内のサービス事業所からは経営の部分で非常に厳しいとの意見を伺っているところでもあります。このマイナス改定による影響を少しでも軽減することとして、現在の報酬体系での加算、それから新規に制定されております加算などが算定できるかについて各事業所のほうで今現在検討されているところというふうに向っているところでもあります。それから、このことを、この加算の状況をどのようにとっていくかというようなところの推移を少し見守りたいというような考えであります。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 非常に職場の、介護職の改善という意味で処遇改善でしたか、そちらのほうはプラス1.65%ということなんですけれども、現実に事業所自体が介護報酬減で非常に収益がどんと下がり、基本給が下がってしまったら、何の意味もないことなんですよね。それは本市が直接どうのこうのできる問題ではないですけれども、ぜひアドバイスというか、今のいろんな算定も含めまして、いろんな協議に乗っていただいて、極力影響額が少ないようなことに力添えしていただければと思います。

それで、次にその介護報酬が2月6日に発表されて決定して、いよいよ月額介護保険料が算定されたと思うんですけれども、本市は第1期から、いわゆる第1号被保険者の月額ですけれども、3,179円から始まりまして、第4期が3,342円と、第4期としては非常に抑えた保険料だったんですけれども、第5期に上昇率が38.15%、どんと上がりまして、市民も非常に驚かれたんですけれども、全道平均的な部分でいえば平均的なんですけれども、4,616円になったところです。それが第5期ですけれども、今回2月6日の介護報酬が発表されて、まずその前に予算積算時は想定月額の介護保険料想定されて当然予算を組んでいるわけですけれども、一部報道では6,000円くらいになるのではないかなんていう報道も一時ありましたけれども、そこまでいかないで済むような形ですけれども、予算積算時、どんな介護保険料を想定されて、その後2月6日の介護報酬発表後、本市の第6期の月額介護保険料が幾らになったかお答えいただきたいと思います。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 得字室長。

○保健福祉部健康長寿推進室長（得字繁美君） 平成27年度予算における保険料につきましては、今後3年間のサービス見込み量から現時点で使用しております介護報酬単価を用いて積算をい

たしました。12月段階での介護保険料の必要額は、今後3年間の高齢者見込み、それから国が示した標準9段階をもとに試算をしたところ、月額5,400円となり、予算計上させていただいた次第でございます。

本年2月6日に、今お話ありましたけれども、介護報酬が改定されまして、再度今後3年間のサービス見込み量などを積算し、保険料の段階設定につきまして9段階以上の多段階設定、それから負担割合を変更する弾力化などの試算をした結果、国の標準9段階をベースに新第2段階、第6段階以降、前計画と同様の弾力化を行うなどをしまして、月額5,033円として本定例会最終日に条例の一部改正案を提出させていただいているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それと、これ夏以降なんですけれども、今回の改正でいわゆる利用者負担の見直しということなんでしょうけれども、一定以上の所得者の負担をふやしますよと、その前提には団塊の世代が75歳以上になる2025年、先ほどもそういった説明がありましたけれども、そのままいきますと介護保険料の平均額が8,200円になっちゃうと、これじゃ困ると、無理ですよということで一定以上の方には負担をお願いしようということで、ことしの8月から一定所得者の利用者負担割合が2割になるということをお聞きしています。その基準がいろいろあるんでしょうけれども、それは詳しくはいいんですけれども、本市におきましてこの夏以降、2割になるという方の影響人数とか、その割合というのは現時点でどのくらいを想定されているんでしょうか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 青木主幹。

○介護保険課主幹（青木秀敏君） お答えいたします。

今回の改正で負担割合の上昇ということなんでしょうけれども、介護保険が開始されて以降、サービスの利用料は1割の自己負担として制度設計されてきております。保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、介護保険制度の持続可能性を高めるため、一定以上所得者の負担割合を2割とする改正がされたところであります。一定以上の所得者とかは、年金が280万円以上とか、所得にして160万円以上の方でありまして、その所得から推定いたしますと影響人数なんですけど、本年10月現在のサービス利用者の中で見ますと49名の方が影響があるのではないかと考えております。

また、利用者負担が見直されたと同時にですね、高額介護サービス費というものもございまして、そちらの負担上限についても見直しがされているところでありまして、それについても上限の自己負担額が3万7,200円の方のうち4万4,400円に引き上げになる方もおりまして、それも実績から推計しますと65名程度影響があるのではないかと考えております。

さらには、特養、それから老人保健施設などを利用する際の食費、居住費の減額が受けられております補足給付というのものがあるんですけど、それについても改正が行われます。これについては預貯金、それからサービス利用者の方、それからその配偶者の課税状況、それから遺族

年金などの非課税の年金についても勘案されることとなっております。現段階では、非課税年金や預貯金については把握が難しい状況でありますことから、サービス利用者やその家族の課税状況のみで判断しますと、施設サービス利用者のうち14名の方が対象となる見込みと考えております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 49名と言われました影響人数、そもそも何人中49名なんですか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 青木主幹。

○介護保険課主幹（青木秀敏君） 753名の方がその対象となっております、そのうちの49名ということになっております。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 最後に、この介護の関係もそうですし、全体でいきますと第3期の地域福祉計画の策定、そしてまた高齢者保健福祉計画、そしてこの介護保険事業計画等々策定するに当たりまして、いろいろな今後の人口ですとか、高齢者の推移ですとか、そういうサービスの需要の関係とか、いろんな予測をされています。一方、今でも介護従事者というのは不足しているという声があちらこちらで聞こえるんですけども、いろんな計画を進めるに当たって今後必要な介護従事者、介護職員がどのくらい必要なのか、それが不足しているのか不足していないのかという点、そういったものも一定程度把握していく必要があるのではないかなと常々思っているんですけども、その辺のデータというのは今のところ持っていらっしゃるのか、これからそういうデータを集めていきたいと検討があるのか含めてお答えいただきたいと思っております。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 得字室長。

○保健福祉部健康長寿推進室長（得字繁美君） 介護従事者数の把握状況につきましては、市町村に指定権限があります地域密着型サービスについては把握が可能でございます。それ以外のサービスにつきましては、北海道が指定の権限があるために把握はしてございません。介護従事者の不足は、士別市のみならず、全国的に不足をしている現状でございます。介護従事者数はサービスごとに人員に関する基準が設けられておりまして、現状ではこの基準はクリアされてございます。

しかしながら、職員のシフトあるいはサービスの質の確保などの観点からは、明らかに不足していると各サービス事業所から聞いてございます。昨日、松ヶ平委員に御答弁申し上げたとおり、今後の施策展開によっては不足すると考えられますので、介護従事者の確保に向けた対策について各サービス事業所と今後協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） いろんな計画つくるのはいいんですけども、一番最前線で直接お仕事し

ていただいている介護従事者が今でも正直言って不足していると思います。そちらについても、総合的に何か対策をしていかないと、結果的に計画はつくっても実行ができないということになってしまいますので、土別市だけでできる問題でもないですし、限られるかと思いますが、ぜひその辺の御努力もお願いして、この質問を終わりたいと思います。

最後に、病院の事業会計について御質問します。

新しい改革プランができますので、その中身について基本的にお話を聞きたいと思いますが、その前に26年度末の収支不足というのが、この定例会最終日に補正として提案されるということになっております。当初、一、二カ月前に言われていた金額よりふえたということをお聞きしておりますが、その増額になった理由と、その補正に出てくる金額をお尋ねしたいと思います。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 加藤市立病院総務課長。

○市立病院事務局総務課長（加藤浩美君） お答えをいたします。

まず、病院の収益のほとんどを占めます、大半を占めます診療収益について、患者数の状況で御説明をさせていただきたいと思います。

本年度の病床運営の状況につきましては、国忠委員の質問の中でもお答えさせていただきましたが、昨年10月に療養病床を再開しているという状況の中での運用となっております。患者数についてであります。26年度の見込みといたしましては一般病床、療養病床合わせまして1日平均で比較したほうが比較的わかりやすいかと思っておりますので、申し上げますと、約108人、入院患者数については一般病床、療養病床合わせて108人、昨年の方は110名という状況でございました。予算におけます見込み数値というのが125名という形で見込んでおります。その108名のうち、一般病床におけますのが99名、療養病床が1日平均でいきますと20名と、30床で今満床で運用しておりますが、開設当初は患者数がそろわないという状況の中で20名という形になっております。

外来患者数につきましては、26年度の見込み509名というふうに見込んでおります。年度当初は、567名で予算を計上しております。昨年度の実績でいきますと、ここが532名ということで入院、外来とも患者数は減っているという状況になっております。特に、前年度の数字と比較いたしましても、療養病床の再開はあったんですが、入院患者数、全体ではトータルでいきますと749名ほど、外来患者数でいきますと5,615名ほどの年間の減の数字が見込まれているところでございます。

これが入院収益、それから外来収益に跳ね返ってまいります。対前年比でいきますと約診療収益だけで1億円、予算に対しましては4億7,000万円ほどの減ということが見込まれております。3月に入りまして、さらに一般病床の患者数がさらに減少しているという状況がございますので、そういったことも含めまして今回収支不足が大きくなるというような状況になっております。

また、費用面でいきましたら、職員給与の改定ですとか、電気料改定、それから消費税の増税といったもろもろのものがございまして、収益的収支では収入に当たります収益につきまし

ては33億3,000万円、それに対します費用が36億2,000万円、資本的収支でいきますと、収入のほうが4億9,000万円、費用のほうが5億2,000万円ということで、それぞれから現金を伴わない減価償却費等々差し引きまして、最終的に2億7,800万円、この額が収支不足となる見込みとなっているところでございます。

さらに、この不足となる額につきましては、今議会の最終日に補正予算として提案させていただく予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 去年の、25年度末に4億8,000万円ほど補正していますがけれども、それたしか2億円が特例債の繰上償還で退職手当組合の追加負担が1億円ですから、実質的な収支不足が1億8,000万円くらいということによろしいんですね。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 加藤課長。

○市立病院事務局総務課長（加藤浩美君） お答えいたします。

昨年度の最終的な決算数値でいきますと、4億3,100万円の追加繰り入れという形になっております。ですので、そのうち2億円が起債の償還金の特別分があります。1億300万円が退職手当相当分ということで、残り分が最終的には1億3,000万円ほどが実質的な収支不足ということになります。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） そうすると、昨年の実質的な収支不足1億3,000万円、ことしが2億7,800万円ということで、約倍になっちゃったということで、非常に危惧するところですが。

そこでですね、新改革プランということで27年度から抜本的にもう1回見直しをしようということで非常に実効性の高いプランになることを期待して、今回この質問をするわけですが、このままこういうことがずるずると、一般会計の繰り出しがいつまでも土別市という財政規模で続けられるのかということも、もちろん市長も危惧していますし、我々議会側も危惧していますので、それを抜本的に今度の新しいプランでは変わってほしいという期待も込めて質問するわけですが、まずその前段でこの現プランですね、26年度末で終わる、20年から26年度までの現プランのまず検証をした上で、新プランかと思えますので、どのように現プランの検証をされたのでしょうか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 村上市立病院事務局次長。

○市立病院事務局次長（村上正俊君） お答えいたします。

現在の改革プランにつきましては、総務省から公立病院の赤字解消のため、平成20年度中に策定することを義務づけられたものでありまして、経営改善等を主眼とする内容で計画されておりました。市立病院においては、日々良質な医療を継続して提供してきましたが、プラン最大の目標となっております経営改善については、医師不足等さまざまな理由により当初目標の達成には至っておりません。

計画期間中、改善のために取り組んできた主なものとしては、初めに医師確保対策があります。常勤医師、出張医師の確保による診療科の維持は病院経営に大きく影響することから、各種対策を講じてまいりました。紹介業者、ホームページ、新聞広告、道内医育大学訪問、知己を通じた医師募集により計画期間内に8人の採用に至りましたが、自己都合による退職や医育大学からの派遣医師数の減少により、常勤医師は平成20年度14人から平成26年度12人となり、一層厳しい診療体制となっております。また、医学修学資金の創設、貸し付けにより現在3人が就学研修中であり、今後においても医師確保は病院経営上の最重要課題として取り組む必要があるものと捉えております。

次に、看護師確保対策ですが、看護師修学資金の増額、看護師研究資金貸付制度の新設などにより、確保に努めております。現在は、地域医療圏における患者数の減少もありまして、一般病棟10対1の看護師配置基準を維持する中で、昨年10月には療養病棟の再開もできております。しかし、今後も医療需要に応じた病棟再編などを考えますと、退職者の補充など一定数の看護師確保は必要になるものと考えております。

また、病院規模の見直しにつきましては、許可病床数を一般・療養合わせまして199床とし、患者数、医師数、看護師数の状況に応じて病棟再編、運用病床の変更を実施しております。現在は、一般病床2病棟120床、療養病床1病棟30床の運用となっております。今後も、医療需要に応じた病棟の見直しは必要となります。

それから、在宅医療の関係ですが、病院内における診療に加えて、訪問看護につきましては月平均で平成20年当時が約200件でしたが、平成26年度は約350件となり、在宅医療の需要が拡大したことから、訪問看護師増員など訪問体制を充実いたしました。今後も高齢化の伸び、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加などから、さらなる在宅医療ニーズにより患者の増加が予想されますので、その対応が急がれています。

それから、センター病院等との広域連携になりますが、平成25年度に稚内市立病院、名寄市立総合病院、江差町国民健康保険病院、士別市立病院の道北4病院で道北北部医療連携協議会によるポラリスネットワークを開始しております。このネットワークは、救急診療業務で画像データ、検査結果、処方内容などを共有できるもので、今後は4病院に加えて市内の診療所などが協議会に参加し、参照型医療機関となることで病院の診療情報の共有など連携強化を図り、地域医療を進めていく必要があるものであります。

現在の改革プランで取り組んできた主な対応策及び検証につきましては以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、さまざまな検証を今報告されましたが、それをもって今後新しいプランをつくっていかれたんだと思いますけれども、この新しいプラン、まず基本的な考え方をお示しいただきまして、またこの新プランの計画期間をお答えいただきたいと思います。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 村上次長。

○市立病院事務局次長（村上正俊君） 今回策定しました新改革プランでは、いわゆる団塊の世代

が75歳を迎える2025年に向けて病院・病床機能の分化、強化と連携、急性期医療への医療資源の集中投入など、それから在宅医療の充実、重点化、効率化等が求められるとともに、住民が可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けるための地域包括ケアシステムの中心的役割を果たすための機能を持った病院経営に努めるものいたします。そのため、病院経営を推進する柱といたしましては、さらなる高齢化に伴い増加が見込まれる慢性期患者の対応のため、長期入院体制の充実、訪問診療・訪問看護・訪問リハビリなど在宅医療の充実、上川北部二次医療圏のセンター病院であります名寄市立総合病院との連携強化及び機能分化の明確化、士別地域医療圏の公立診療所、民間医療機関との連携強化、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムにおける士別市立病院の役割の明確化、介護先との連携の5項目を掲げ、それぞれ具体的な方策を定め、取り組んでまいります。

なお、計画期間につきましては、今までの改革プランが総務省から策定を義務づけられたものでしたが、新たな改革プランにつきましては士別市立病院が独自に経営改善に向けた計画を策定するものでありまして、今後北海道から示される地域医療構想によっては計画の見直しも必要になること、また平成29年度においては建物の起債償還が終了し、一定の経営改善が平成30年には予測されますことから、計画期間は平成27年から30年までの4年間としております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今長期入院体制の充実ということがあります。具体的にちょっと、まだ決まっているかどうかかわからないですけども、療養病床を増床するというのは28年度ぐらいからやりたいという計画なんですか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 村上次長。

○市立病院事務局次長（村上正俊君） 療養病床につきましては、現在も満床という状況もありますし、まだ医療ニーズが非常にあるということもありますので、なるべく早い段階ということで28年度には手をつけるというような形になるかと思えます。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、一番市民の皆さんが、議員もそうですけれども、気にされているのはやっぱり一般会計からの巨額な繰り入れの部分です。これはいかに改善していくかということなんですけれども、市立病院ということで地域医療を支えているという側面もちろんありますし、一方企業会計として収益性の両方を課せられるということなんですけれども、基本的にはもう全国的な医師不足等々、本市だけでは解決のできない状況があるということは重々承知しておりますが、そうはいつでもいつまでも巨額の繰り入れを続けるというわけにいきませんので、この新改革プランでいわゆる収益改善にかかわる主な対策をお知らせください。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 村上次長。

○市立病院事務局次長（村上正俊君） 収益の改善に当たりましては、まず医師の確保が最重要課

題となりますので、病院だけではなくて市全体の問題として取り組んでまいります。引き続き、各種メディアによる情報発信、道内医科大学への派遣要請などはもちろんのこと、民間大規模病院への医師派遣依頼等も行っております。

それから、収益増の観点といたしましては、1つ目として長期入院体制の充実であります。今後、高齢化率は一層伸びまして、2025年には40%を超えるものと見込まれておりますことから、高齢者特有の病気もふえ、療養期間が長くなることも想定されます。そのため、一層の医療需要が見込まれますので、現在の30床を増床して対応してまいります。また、地域包括ケア病床の導入、効率的、効果的な運用、他の急性期病院からの患者受け入れ体制を検討してまいります。

2つ目といたしましては、在宅医療の充実です。本市においても、高齢者世帯で通院が困難な患者が増加し、訪問看護件数がふえていること、加えて退院後の生活機能維持向上のためのリハビリテーションも重要となることから、これらも含めた訪問体制を充実します。

3つ目といたしましては、診療報酬算定におけます新たな加算などの適用を検討してまいります。

4つ目といたしまして、人間ドックを初めとする各種検診枠を拡大します。

5つ目としまして、病院内のCT、MRIなどによる民間医療機関からの撮影、読影の受託、また各種検査の受託など医療資源の有効活用を図ってまいります。また、経費削減の観点からは、地方公営企業法の全部適用等も含めた経営形態の検討、効率的な業務に取り組むため、各部門におけるバランススコアカードの導入、それから各種業務委託の見直し、職員の適正配置、時間外勤務の縮減、病院内照明のLED化、看護師修学資金貸し付けの抑制、病棟再編に伴う職員採用の抑制を行ってまいります。

そのほか、常勤医師の業務負担軽減に向けまして、医師事務作業補助の強化、コンビニ受診抑制などの市民周知、内科外来待ち時間の解消など患者サービスの向上につながる各種取り組みも進めてまいります。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今、地域包括ケア病床が出ておりましたが、これ去年の9月の末で亜急性期病床が制度上廃止されたということで、本市の病院にとっては取り組み出してそんなに間もあかないうちに終わってしまったということで、非常に収支的にプラス要素があったところ、制度がなくなってしまったということで非常に残念だということで、それにかわる地域包括ケア病棟と、これは亜急性期病床と内容的には非常によく似てて、算定日数が60日で一般病床の在院日数から除かれる等々ということで、そっちに移行するというのもいかなものでしょうかということでしたが、専属の理学療法士が必要ですか、データ提出加算、診療内容情報が厚生労働省への報告が義務づけられる云々と非常にハードルが高くてなかなか難しいというのが1年前の答弁でしたけれども、それを今目指されるということなんですが、ハードルが高い

と言われていた地域包括ケア病床の取得の可能性についてお答えいただきたいと思います。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 村上次長。

○市立病院事務局次長（村上正俊君） お答えいたします。

地域包括ケア病床につきましては、委員お話のとおり新たに今回から変わる制度として取り組もうとしているものでございます。亜急性期病床から、この地域包括ケアにかかわるということで、この急性期治療を終了してすぐ在宅や施設へ移行するには不安があるという方を対象に入院できるというような病床ということになります。中では、医療管理、診療、看護、リハビリテーションを目的としての入院という形になります。

それで、現在看護基準ですとか、入院患者の重症度、医療介護必要度、それから委員おっしゃられたリハビリテーションの基準等がございますが、現在の患者動向からいたしますと、今のところ十分取得は可能であると考えております。

それで、名寄市立総合病院ですとか、旭川市内の高度急性期の看護基準が7対1の病院では、平成26年度の診療報酬改定で施設基準として退院後在宅復帰率というのが新たに決められております。そのため、士別市立病院にこちらの病院から転院した場につきましては、在宅復帰率にカウントされないということで、なかなか転院が難しい状況にありましたが、地域包括ケア病床を取得した場につきましては、その病床への転院は在宅復帰率にカウントされることとなります。そうしますと、士別在住の方が名寄市立総合病院などに入院し、急性期治療を終えた後で士別市立病院に転院してリハビリ治療などを行うということも想定されますので、他病院からの入院患者の受け入れですとか、患者確保の面からも非常に有効なものと考えております。

ただ、地域包括ケア病床につきましては、今後の医療需要の状況に応じて何床とするのが非常に効率よく回るのかということは今後十分検討しなければならないこととなっております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ぜひ、きちんと早目に想定をした中で、地域包括ケア病床を始めていただければと思います。

それと、今さまざまいろんな今後の計画をお話いただきましたが、それを踏まえて最終的にどういう収益構造を目指し、一般会計の繰り出しという基準をどのように決めて進めていかれるのかお話をいただきたいと思います。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 加藤課長。

○市立病院事務局総務課長（加藤浩美君） お答えをさせていただきます。

まず、一般会計から病院事業への繰り出しということでお話をさせていただきます。

病院事業など公営企業会計につきましては、その経営に要する経費につきましては経営に伴う収入をもって充てる独立採算制というのが原則ということになっておりますが、その性質上、企業の経営収入をもって充てることが適当でない経費、あるいはその他公営企業の性質上、能

率的な経営を行っても、なおその経費に伴う収入の見込みをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費につきましては、一般会計が負担するということになっております。

そこで、この繰出金については、その基準を明確にしなければならないという状況になっております。今回、新たな病院経営改革プランの推進に当たりましては、この一般会計から病院事業会計への繰り出し基準の見直しを行っております。今後、高齢者の比率が増加し、地域医療全体の流れが入院から在宅へというような形へ向かうことが予想されます。そんな中で、それらを支える療養病床ですとか、訪問、リハビリテーションの医療分野、それから子ども・子育てを応援する小児医療等の体制を確保するための経費など、新たに繰り入れ基準といたしまして病院建設改良に係る企業債償還金の総務省が定めております基準以外、これまでは全額これを繰入金で充てておりましたが、その部分につきましては病院規模が借り入れ当初より縮小したことに伴う影響分、要するに病床が縮小している分のみを案分で対象とするような形で、新たな繰り出し基準として定めて次年度、27年度以降の予算に反映させているところでございます。

この基準の見直しに伴いまして、27年度予算でまいりますと、収益収支に係る部分につきましては5億3,400万円、資本的収支に係る分につきましては2億5,200万円、合わせまして7億8,600万円の繰り入れというような基準額ということになります。見直しに伴いまして、これまでの配分といいますか、収益的収支と資本的収支に当たる部分につきましては1億円ほど移動をしているような形になります。収益的収支が1億円ほどふえて資本的収支のほうが1億円ほど減っているというような見直しになっております。最終的な7億8,600万円というのは、昨年、26年度の予算と比較しまして昨様が7億9,300万円という形でしたので、大きく変わってはおりません。

プランを実施するに当たりまして、ただいまの基準で求めた数字では、収支不足が実は見込まれております。プランの実施に伴いまして、新たな収入増あるいは費用の削減ということを行うに当たりまして、初年度から効果がすぐにあらわれないと。例えば、療養病床を新たに開設しましても、患者さんがすぐ満床になるという形ではなくて、徐々にふえていくというような部分もありますので、プラン当初の27年度、1年目は収支不足を補う特別繰り入れとして1億6,000万円、2年目は28年度になりますが、その半分の額の8,000万円、合わせて2億4,000万円を特別繰り入れという形で一般会計から繰り入れる中で、プラン期間中運営を図っていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 結果的にですね、今いろいろお話いただいたんですけども、最終的に今の繰り入れ基準をしながらプランどおりいったとすれば、4年間、最終的な収支額の見込みはどのように推移を見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 三好局長。

○市立病院事務局長（三好信之君） 最終的な収支見込みのほうについて、私のほうからお答えさせていただきます。

その前に、先ほど次長のほうからお答えしましたように、今回の収益を大きく取れる部分というのがやはり病床数の増ということで、療養病床を拡大するという部分になるかと思うんですけども、そこで28年度からとお答えさせていただいているんですけども、これだけニーズがあって既に今の30床満床になっているのに、なぜ1年待つのかというところも若干御説明させていただきますけれども、今の現在の看護師はぎりぎりの中で病棟を運営しているわけですけども、今度さらに療養病棟を拡大することになりますと、27年度7名の新人の看護師採用を予定しているわけですけども、やはりそういった看護師が一人前になって、一人で夜勤をできるような体制になるには一定の時間がかかること。

それと、今の療養病棟、2階のほうにつくっているんですけども、どうしてもキャパシティー的に30床分しか取れません。それで、今度増床するためには4階か5階のどちらかに、また新たな療養病棟を設けるという考えになります。療養病棟の場合には一般病棟と違いまして、談話室なり食堂といった部分の整備、それと一般病棟より広い、1人当たり6.4平米という広い部屋を持たなきゃならないといったことで、そういった改修や何かにも時間がかかるということで、できれば急いで取り組んでいきたいんですけども、看護師の成長を待つて28年度からというような考えであります。

それで、27年度はプランでの増収あるいは経費の節減というものがまだ大きくは出てこないわけですけども、28年度から段階的にふやしていくと。そういうような状況を考えていったときに、27年度一定程度の2,000万円から3,000万円ぐらいの収支不足は出るだろうという見込みであります。ただ、それについては今度、28年度以降2,000万円程度の今のところ黒字というか、現金上の黒字を持つと、それで不良債務を解消していくと。その後、29年度、30年度についてはおおむね収支均衡、このままの計画でいくと収支均衡を図れるというような状況にあるというような計画を立てております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 今年度末というか、今定例会末には収支不足を補正しますけれども、補正で出てきますけれども、次年度以降は基本的にはしないというお考えを聞いていますので、ぜひプランを着実に進めていただいて、かつてあったように収支不足が不良債務として累積していくということにならないように、プランの着実な実施というか、収支改善に向けて御努力をいただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） まだ総括質疑が続いておりますが、ここで午後3時30分まで休憩いたします。

（午後 3時13分休憩）

(午後 3時30分再開)

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑を続行いたします。

岡崎治夫委員。

○委員（岡崎治夫君） 私からは、つくも水郷公園再整備について、ちょっと具体的な質問になるかと思いますが、質問をさせていただきます。

先の井上委員から士別市公園施設長寿命化計画について、水郷公園のことに関しても触れられておりますが、私はそのところで重複しないように質問をしていきたいと思っております。そしてさらに、先般の総務産業常任委員会の折に、このつくも水郷公園のランニングコストの試算を私どもにお願いをしたということでもいただきました。これを全委員さんに提出してございますので、これを御参照の上、質問を進めていきたいと思っております。

それでは、つくも水郷公園の再整備の基本計画に対して、今日まで実施した地域政策懇談会を初めとし、こども議会、市民アンケートなどの結果に基づき、市民検討会議の皆さんが今までに5回にわたり慎重に議論されました。その結果、提言書として提出されていることは私どもも常任委員会でこれを見させていただきました。また、提言書の内容については今申し上げたように総務産業常任委員会において所管事務調査で今取り組んでございます。

そういう形の中で、説明を受け、予定している事業費も大きいことから、子供から高齢者まで広く市民に親しまれる公園となるよう取り組みを進めていただきたく、そういう観点から、これから何点か質問をさせていただきます。

そこで、再整備に当たり、多くの市民が望んでいる今、この再整備に対して池の水の浄化というのが、先ほどの井上委員さんの質問にも少しありましたけれども、計画では地下水をくみ上げて水量をふやすことで、この浄化を試みていきたいということの説明がございまして。

そんな中で、この地下水をくみ上げるということは、どれくらいの量の水をこの池に日常ですぐ、必要としているのか、私は量は例えば毎分何ぼとかわかっても、なかなか理解できない部分があると思っておりますけれども、例えば2インチのポンプで常時24時間流すのか、あるいはその時間帯を区切ってでもポンプを回して、そして地下水をくみ上げてやるのか、そういうところが今全く不透明な状況でございまして。

その水量でありますけれども、この池を浄化するためには、どれくらいの水量を見込んでいいのか、そういうことについてボーリング調査の結果などを見ながら、そして足らなければまた別な対策もとるといような、そんなことも言われてございまして、この調査にかかって水量と先ほど水量何ぼと言われてもなかなかわかりませんから、どれくらいのポンプアップをすれば水量が満たされるか、そういうことを具体的に結果としてまだ出ていないですけれども、取り組み方として御説明を聞かせていただきたいと思っております。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 鈴木土木管理課主査。

○土木管理課主査（鈴木 章君） お答えします。

岡崎委員お話のとおり、地下水を利用して池を浄化することを計画しております。地下水の水量につきましては、親水施設から池に水を流入させることを現在想定しておりまして、親水池の容量並びに池を浄化させる水量を含めまして、毎時60トン、3インチのポンプ24時間稼働させまして、池に水を流入させることを想定しております。

つくも水郷公園につきましては、河川の高水敷と高さが変わらないため、地下水は高いと想定されておりますが、小さなお子さんも利用されるため、誤って水を口に入れてしまうことも想定されるので、水質につきましては安全なものではなくてはなりません。つきましては、本年地下水のボーリング調査などを行い、地下水利用に際し検討してまいります。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） これは24時間、60トンという、今3インチのポンプということでお答えをいただきました。3インチのポンプで上げる水量というのは、私もいろいろ農業の関係からしてポンプを活用してございます。大変な水量を必要とするわけですから、これ24時間くみ上げる、そういう地下水をうまく探れるのかどうかということが、まず一番不安になってまいります。

そんなことで、きれいな水の確保をするために、確かな地下水の有効な手段でしょうが、水郷公園の近くを土地改良区が管理している水路といいますか、今は冬場は土別の流雪溝の源にもなっております。その水を利用していける状態であれば、こういう地下水のくみ上げれる水量が確保できるかどうかわからない、そういうことを試みるよりもですね、こういう自然の中で水量が何ぼでも確保できる、そういう条件がこの水郷公園には整ってきております。ですが、この水郷公園にその水をすぐ利用して、いろんな面で浄化だけできるかということ、農業用水だとか、こういう水に関しては水利権というものがどうしてもくっついているわけで、今までいろんな関係のところでも水が必要で、河川からポンプアップでも水をくんで、例えばパークゴルフ場の芝を保護するために散水したいということがあってもですね、この水利権の問題があり、そこに引っかかりまして、なかなかいい状況にできなかったという今までの経過がございます。

そういうことも踏まえて、私は質問しているわけですが、当然自治体としても、この公園というのは自治体の管理する大きな市民のための憩いの場に今計画しているわけですし、今まででもそういう形の中で活用してきたわけです。ですから、いろいろ先ほど冒頭に申し上げましたようにランニングコストの関係もございますから、これらの水を何とか活用しながら、この水郷公園の水の浄化を試みることはできないのか、まずそこら辺のところをちょっとお答えいただきたいと思います。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 半沢建設水道部次長。

○建設水道部次長（半沢 勝君） 今、岡崎委員さんのお話に改良区の用水の利用ということがありました。平成26年、昨年度なんですけれども、第3回の定例会のとき、国忠議員さんのほう

からの質問にお答えした経緯もございまして、天塩川の水は発電、かんがい用水、水道用水、工業用水としての水利権が設定されているということで、公園浄化のための目的では新たな水利権取得は基本的には認められない、現実的には非常に難しい状況とのお話もさせていただいております。これは開発局との協議の中でちょっと協議させていただいたんですけれども、同じく今お話にもありました土地改良区の用水についても、かんがい用水としての水利権が設定されております。しからばですね、今後またちょっと新たな視点に立って、改めてまた今後そういう協議も進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） 本市では、ちょっと特別な水の使い方を今してございます。というのは、今農業用水を兼ねた用水を利用させていただいて、士別市あるいは国、道に合わせて、この管轄で冬期間、流雪溝を活用させてもらって、この農業用水を使って流雪溝の水を取ってございます。そして、市民の冬期間の雪の堆積を少しでも軽減しようということで、この流雪溝が開設されて10数年か20年近くなると思います。

その折に、この水利権という問題については、恐らく触れていたと思っております。通常であれば、これも許可されない状況の水でございますから、これらについてもやっぱり過去の経緯があるということから、ぜひとも北海道開発局など関係機関に申請していただいて、そんなに大きな、ポンプアップでいくと大きな水量になりますけれども、ああいう流雪溝などのそういう水を利用すると、大きな水量をそこから頂くということにはならないと思います。あの水量は物すごく大きな水量を流していますから。

そういうことで、古い言葉にもありますけれども、努力なくして実現なしという言葉がございます。それで、私もぜひともこのボーリングの状況が今不透明だということを聞いてございますから、この関係についてはそういう関係機関に最終的に大きな事業費をかけてやるこの水郷公園のランニングコストをいかに下げるかと、下がるかということが1つの目安になると思いますので、これらのことを関係機関にしっかりと努力して実現できることを望みたいんですが、そのお考えはあるんでしょうか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 半沢次長。

○建設水道部次長（半沢 勝君） やはりランニングコスト削減ということでは、いろんな検討もしながら継続して協議してまいりたいと思います。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） 何とか協力、努力していただけるという答弁でございますので、私は何とかそういう水源を確保できることが望ましいと思っております。そういうことで、何とか頑張って市長もその先頭に立っていただければと思っております。

それで、次に所管事務調査において再整備後のランニングコストの試算をいただきました。

これでございますが、これによって少し御質問をさせていただきます。

これによって出てきましたのが、3番目の親水池新設による増額分というところがちょっと目立っているものですから、御質問いたしますが、この水の水質が重視されているのかなと思っております。それで、水道料金の算出方法と下水道料金の算出方法、2つ出ておりますが、これはどちらも使ったの計算だと思いますが、こういう高価な水を使うという試算なんですか、それとも先ほどポンプアップした水をこういうところにも使いながら、こういう試算が出るんですよということなんですか、そこら辺のところ御説明をお願いいたします。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 五十嵐土木管理課主幹。

○土木管理課主幹（五十嵐 智君） 私からお答えします。

親水池については、子供たちが水遊びできる施設を考えておりますので、誤って口にすることもあることから、安全な水の供給が必要でございます。所管事務調査で提示したランニングコストの試算はですね、ボーリング調査で良質な地下水が得られない最悪な事態を考慮して設定しております。水道水を使い、そして利用期間は5月から10月までの6カ月間で算出しているところでございます。

基本的に、週1回の水の入れかえを基本と考え、1回の水の入れかえについては20トン、そして補給水については1日2トンの1週間で14トン、1カ月で136トン、1シーズンで約816トンを使用するところでございます。

親水池に係る水道料金は約16万9,000円であり、そしてまた水郷公園は士別市の公共下水道のエリア内でございますので、水道で使った水、要するに親水された水は汚水とみなされますので、下水道使用料が約12万6,000円であり、1シーズン約29万5,000円であります。そして、さらに消毒や滅菌に係る薬品代として8,000円、それと水の循環や噴水に係るポンプの電気代として約8万8,000円、それと機器の保守点検費用として8万円であり、親水池の新設による増額は1シーズン約47万1,000円の支出増加が見込まれると考えております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） 私から、先ほどの水利権の関係で補足をさせていただきたいと思っております。

委員もお話のとおり、このコストを削減するためには、この水利権を取得して、その水を活用させていただくということが、これは最も最善な策であります。しかしながら、現在のところまでも、市の水道水、それから流雪溝で活用させていただいている水、工業用水等々で、特にこの流雪溝につきましては今までの未投雪箇所がふえてきた要因としての投雪時間の延長ということもありまして、再三にわたりまして開発局のほうと水利権の協議をさせていただいた経過があります。今後においても、根気よく、事あるごとに継続して、この要請は続けてまいりますけれども、現実問題としては非常に厳しい状況であるといったことも御理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） 今、沼田部長からも水利権との兼ね合いを御説明いただきました。御答弁もいただきました。そこで、先ほどそうであればですね、3インチのポンプを24時間稼働して、この池の水の浄化を進めていくと、これ3インチのポンプを稼働させる、それらのコストというのはこのランニングコストの中に試算されているのでしょうか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 五十嵐主幹。

○土木管理課主幹（五十嵐 智君） 先ほどの3インチのポンプなんですけれども、先ほども説明しましたように地下水、平成27年度、地下水のポンプで良質な水が出ないということで、今水道水を使うということで算出していますので、例えば地下水が出たら、約18万円、1シーズンかかるんですけれども、それについては含まれておりません。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） そのほうのあれは、この親水池の新設による増額分のところであったと思うんですが、この3インチのポンプを常時回すと、かなりな電気料もかかるわけですよ。それがもし使えたとしたら、この親水池の新設にも回していけるという私は理解をしたんですが、違うのでしょうか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 五十嵐主幹。

○土木管理課主幹（五十嵐 智君） 先ほど、私のほうからお答えしました3インチのポンプなんですけれども、基本的な出力は2.2キロワットということで考えていますので、1シーズンの24時間で電気料としては約18万円程度かかるということでございます。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） それで、ここに見込みはされているということでございます。

そこで、あわせて、もう最後まで何か答弁をいただいたような気もいたしますが、水郷公園全体のランニングコストの試算による26年度との再整備後の支出増加見込みについてでございますが、先ほど言われましたとおり、いろいろ新しく取り組んでみると、増加額が110万2,125円の増加が見込まれると、これはその前の今年度までのランニングの反対側になりますが、試算がされております。その中で、収支合計というのがマイナス553万4,399円という小さな数字まで言う必要もないかもしれませんが、収支の報告がここでされてございます。それにマイナスの部分の合計に、今言われたこの部分を足したらいいということですか、お答え願います。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 五十嵐主幹。

○土木管理課主幹（五十嵐 智君） 岡崎委員の言うとおり、ランニングコストの試算は平成26年度においてバッテリーカーとかボートとかゴーカートの利用料金、収入でございますけれども、約93万5,000円ありますよと、そしてそのほかにあと草刈りとかボート、ゴーカートを維持管

理する人件費、あと電気代、あと先ほど言いました上下水道の使用料関係を引きますと、約647万円程度でございます。そして、差し引きすると553万4,000円程度の赤ということになっています。

そして、岡崎委員が言っている110万2,000円については、これはあくまでも良質な地下水が出なくて上水道を使ったとき、このプラス110万2,000円がふえるということでございます。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） これだけの大きな事業費をかけて、この再整備をやるわけですから、この水道水を使ったらこれだけふえるという、そういう説明なようでございますけれども、これだけで済むものではないような気がします、全くそうしたら従来どおりの維持管理だとか、そういうもので済むのでしょうか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） 私からお答えをさせていただきます。

総務産業の所管事務調査で取り上げていただいたときの宿題として、ランニングコストということ申しつかりました。そこで、そのときには現状の今の現行のつくも水郷公園、これがゴーカートですとかバッテリーカー、ボートについては収入がございます。そして、20.6ヘクタールの草刈り、それからトイレの清掃を含めて、かなりな金額がかかっております。その収支というのが、550万円ほどの持ち出しということでありまして、これと比較対照する材料としましては先ほど五十嵐主幹のほうからもお話をしておりますが、これが良質な地下水が出るか出ないかわからずにおいて、地下水の算定をして収支を図ったときには、もし出なかった場合については大きく収支が狂うということもあります。

そこで、これは再整備によって収入面もふえる可能性は十分あるかと思えます。しかしながら、収入面は現状としながら、そして最悪、水道水を使つての親水広場を使った場合、この試算になってですね、約110万円の支出がふえるということでもあります。

ここで、この水郷公園の現状の運営形態であります、土曜、日曜、祝祭日、そして夏休みを開園としながら、今現在やってきております。また、それ以外の平日については当然総合公園でありますから、利用されることは、それはどんどん利用していただいているんでありますが、この収入源となるゴーカートとバッテリーカー、ボートの営業については、そういった期間を限定しての開園としてございます。ですから、水道、下水道料金についても、そのシーズンといたしましても、毎年5月の連休前から10月の体育の日といったところをめどにオープンをしているんでありますが、そのうちの夏休み期間中、そして土曜、日曜、祝祭日といったもので算定をしてございます。また、地下水の調査をした結果、良質な地下水が得られるとなったならば、これはポンプの設置ということで初期投資は発生しますけれども、この電気代が18万円程度というふうに試算をしてございますので、上下水道使用料金と比較をしてもコストを抑えられるというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） ぜひとも、そういう形でコストの引き下げに努力をしていただきたいと、このようにお願いするわけですが、それでいろいろなことについては、まだこれから総務産業常任委員会でも実際にこれが工事着手というところまでにまだ時間がかかりございますので、そこでまた調査もさせていただき予定でございます。

それで、最後になります、この公園の管理には今部長から、主幹からもボートやゴーカートなどの遊具施設の管理を初め、公園内の草刈り、パークゴルフやキャンプ利用者への受付など、多くのこの公園の中には業務があると思うんですが、こうした維持管理に係る費用は毎年発生するわけです。

そこで、この今までの公園の管理の状況を見ていると、指定管理者というのはこの公園にはなかったんでしょうか、ちょっとお聞かせください。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 五十嵐主幹。

○土木管理課主幹（五十嵐 智君） 公園についての指定管理者制度はありません。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） そういうお答えでございました。

それで、この公園内にはつくも水郷公園と青少年の家ですね、何とかって名称があるんですが、あります。そのことについては当然、公園内の管理とあわせていろいろと御説明をいただいております。そういうことで、ここにはサイクリングターミナルが指定管理者として土別の指定管理料で委託をしております。いろいろと今まで経過を聞かせていただきましたところ、この公園内のいろんな管理を含めたのではなくて、管理もそのサイクリングターミナルで少しは補っていたんだということも聞かされました。ですから、この際サイクリングターミナルを公園全体の指定管理者とすることは、指定したほうが私は一貫してよくなるんでないかなという気もするんですが、この指定管理者の指定にはどうのお考えを示しておられるかお答え願いたいと思います。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 沼田部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） 岡崎委員お話のとおり、つくも水郷公園は20ヘクタールからなる広い敷地を有しております、その管理というのは非常に広範にわたっています。また、現在までパークゴルフの受付ですとか利用調整、キャンプ場の受付については、つくも青少年の家が担当してくれているといった実態にもありますが、つくも青少年の家もまた研修事業としては公園内の動植物の自然観察会を実施をするなど、また隣接するサイクリングターミナルを利用される方はパークゴルフを楽しまれるなど、この3つの施設がそれぞれ相乗効果を発揮しながらいるところであります。

そこで、今定例会の一般質問で松ヶ平議員からも、こうした施設を公園のセンターハウスと

して有効的に活用すべきではないかとの御提言もいただいたところであります。こうした施設と連携を強めることで、公園利用者の皆さんの食事の関係ですとか、キャンプ場を利用される人のお風呂の関係とか、利便性の向上につながるということも期待をしているところでありますが、今指定管理というお話もありました。これにつきましては、まだ指定管理ありきという考えではございませんが、例えば日向保養センターと日向森林公園の関係ですとか、この道内にはそういった施設と公園が一体的に管理をしているといった事例も多く見られます。

そこで、今後老朽化したつくも青少年の家の現在の機能をサイクリングターミナルに移行しての運営など、この両施設のあり方、運営の方針について、これから協議が進んでいくこととなりますけれども、こうした方向性が定まった時点ですすね、このつくも水郷公園も含めた一元的な管理体制が可能なのかどうかといったところを協議を進めて、より安全で、またコスト削減につながる効率的な管理体制となることを目指して検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） ただいま前向きな答弁を部長からいただきました。ぜひとも、いろんな状況の中で士別市の財政もかなり厳しい状況になってきつつあります。ですから、全てどこの管轄であってもすすね、コストの削減というのは重要視されていくと思います。そんなことから、このつくも水郷公園については40年も経過して、そこで今再整備ということで取り組みを始めたばかりのところですから、何とか維持管理コストや利用者の安全・安心といった視点から、ぜひ新しい発想をしっかりと取り入れて、つくも水郷公園が市民に愛され、親しまれる、そういう公園になることを私も願って、この質問を終わります。

次に、公共施設マネジメント計画についての項目に入らせていただきますが、この項目では先に大西、井上委員からも質問がございました。そんな中で、私からは小・中学校の適正配置に伴って質問をさせていただきます。

本市は、さきの平成23年3月に小・中学校適正配置計画を策定し、計画実施を今までそつなくされてまいりました。計画どおり、平成25年3月末をもって下士別、武徳小学校が士別小学校に統合され、中多寄小学校が多寄小学校に統合されてきたわけでございます。さらに、本年3月末をもって温根別中学校は士別中学校に統合されてきたところでございます。

ところが、それが進んだことがいい中、昨年11月に文部科学省が平成23年の3月の東日本大震災において耐震化構造に満たない小・中学校の児童・生徒の安全・安心な授業を推進するために、対策を早期に対応しなさいとの教育委員会あるいは市に対して指導が出たとのことでございます。それに対し、本市も真摯に受けとめ、対応していかなければならないとの方針を出されたところであります。

さきの一般質問で、渡辺議員からのこの件に関する質問がありましたけれども、私からいまい一度、文科省が示された指導について教育委員会の一連の今までの流れの中のここに至った経緯をお示しいただきたいと思います。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 水田生涯学習部次長。

○教育委員会生涯学習部次長（水田一彦君） お答えします。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の後、毎年国や道から学校施設の耐震化についての調査、それから指導を受けております。国としては、平成27年度末までに全国の公立学校施設の耐震化を完成させる意向で、全国の各市町村教育委員会へ指導をしてきております。さらに、本年1月に文科省が全国学校統廃合への手引きを60年ぶりに見直しをいたしました。その内容は、全国に少子化が進んでいる状況の中で、適正な児童・生徒数による学校の経営を行うために統廃合を進めていくための手引きとなっております。

そこで、本市としても平成23年3月に策定した適正配置計画について、耐震化という面から見直しが急がれているところがございます。そこで、新たに見直しを考える小・中学校適正配置計画検討委員会を昨年設置し、同年11月19日に第1回の委員会を開催いたしました。その後、中士別小学校、西小学校のPTAや地域の方々に見直しの説明会を行ってきたところがございます。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） 今、御説明がありました。ここに渡辺議員に対しての一般質問のときの答弁書がありますが、ここの答弁書の中にいろんな今説明されました経緯が載っております。それで、確かに折も悪く、23年に私どもの本市のこの統廃合に、適正配置に対する答申が出されて、実行に取りかかったそのさなかでありました。その折に、この東日本大震災が発生し、多くの国民に非常に驚嘆をもたらした大きな災害になったことは皆さん御承知のとおりだと思います。それを境にして、文科省はそれぞれの耐震化されていない自治体に早期に耐震化作業に取り組みなさいという通達があったという、こういう答弁書でございます。

平成24年の8月24日には、既にこのことが文部科学大臣から学校施設の耐震化推進について書簡がそれぞれに送付されているということがわかりました。そして、平成25年8月26日には北海道教育長、それから教育次長さんが本市に来庁されて、市長、副市長、教育長に学校施設の耐震化加速について意見交換が行われたとなっております。そして、昨年6月2日には文部科学大臣から学校施設の耐震化加速について書簡が送付されているということでございます。それは、ここに文科省から下村大臣の書簡で、そういうことの通知をしたということが教育委員会のほうからいただいておりますが、そして昨年10月24日に、また学校施設の耐震化推進について意見交換を実施したと、そして北海道教育委員会教育長から学校施設の耐震化加速について書簡が送付された。今までに、この答弁書から見るとですね、耐震化にすぐ取り組みなさいという私は受けとめ方になるわけですがけれども、統合したらどうですかという、そういうことはここにはないわけですね。

教育委員会としては、こういう年次的な書簡あったり通告があったりしてきているわけですから、なぜその間に士別の小・中学校の適正配置計画の見直しということで取り組んでいって

いないのではないかなど、このように私は思うんであります。この書面から見てですね。なぜなら、昨年の11月に急に耐震化じゃなくて統廃合の提案が西小学校、中士別小学校に提出された。それによって、今非常に該当の学校の父母あるいは地域の皆さん方が戸惑いを見せている。そういう状況にあるということは渡辺議員の一般質問の中からも察せられているわけです。

それで、経過の中で教育委員会として、この問題について協議をしていないとは私は言いませんが、どの程度重視してこれを検討されていたんでしょうか、ちょっとその経過をお願いします。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 菅井生涯学習部長。

○教育委員会生涯学習部長（菅井 勉君） 適正化に関する、特に耐震化に関する部分での教育委員会の取り組みあるいは重視の部分でございます。

平成23年3月に適正化計画がなかった部分で、初めて23年3月に策定いたしました。運悪く申しますか、ちょうど東日本大震災が発生いたしまして、その後、今委員からお話のありましたとおり文部科学省から直接の指導あるいは北海道教育委員会からも直接の指導あるいは調査などもございました。その後、特に西小学校については第1期計画内での検討という部分もございましたので、先日の渡辺議員への一般質問で答えたことと重複して申しわけないんですけども、西小学校を耐震化する場合、耐震補強する場合、あるいは改築、改築といたしましても、これは新築という意味なんですけれども、新築する場合にどのような工法あるいはどのくらいの事業費がかかるのかという部分につきまして、その都度と申しますか、毎年検討もしていた部分でありますし、総合計画の見直しの際にも市長部局とも協議をしていたところであります。

更に、文科省の指導とか、あるいは北海道教育委員会からの指導についても、最初はそれほど厳しいといいますか、指導という部分ではなかったんですけども、全国の耐震化率で申し上げても、どんどん耐震化率が上がってきている状況でありまして、最新の情報で申し上げますと、26年の4月1日現在では全国で小・中学校ですけれども、92.5%、北海道では82.9%、士別におきましては53.1%ということで、国からの指導としては27年度中に全国100%を目指したいということでありましたので、徐々にといいますか、指導が厳しくなったといいますか、という部分でありますので、手をこまねいていたというふうには思っておりませんが、そういう意味では26年の教育行政執行方針の中で適正化計画を見直すという形の事業展開という形で進んできているところであります。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） そういう流れの中で、私も気づいていなかったんですが、この小・中学校の適正配置計画検討委員会というのが当時発足されて、その人たちの答申によってこの計画が策定されて進んだということは承知しておりますが、その適正配置計画検討委員会というのは私は継続しているものだと思っていたんですが、そのところはどうなんですか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 水田次長。

○教育委員会生涯学習部次長（水田一彦君） お答えします。

平成23年1月に策定した適正配置計画を策定するために、適正配置計画検討委員会が22年8月に設置されております。23年1月に適正配置計画を提言して、その任務を終えて終了しております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） そうしたら、その時点でこの委員会は解散したということですか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 水田次長。

○教育委員会生涯学習部次長（水田一彦君） お答えします。

はい、そのとおりでございます。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） そうであるということは、私はもう全然、多分委員の皆さん方も承知ではなかったんでないかなと思います。そういう解散したということは聞いたこともなかったですから、そういうことであったと思います。

であればですね、先ほど26年の11月に、またこの新しい小中学校適正配置計画検討委員会というものを立ち上げたというような答弁であったと思いますが、いかがですか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 水田次長。

○教育委員会生涯学習部次長（水田一彦君） お答えします。

今回、中士別小学校、西小学校についての適正化を検討するため、市民14人からなる士別市小中学校適正配置計画検討委員会を設置したところですが、その14人からなる市民の方の委員で構成されております。その構成としては、学識経験者、教育関係者、保護者代表者などからなるメンバーで構成されております。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） その構成メンバーは、前回の適正配置計画検討委員会のメンバーとは大分異なっているんですか、それともほとんどが再任というか、重複しているんですか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 菅井部長。

○教育委員会生涯学習部長（菅井 勉君） 4年前の検討委員会のメンバーと同じ方はお一人だけでございまして、今回はもちろん4年前ですから、今回は学識経験者、教育関係者につきましては現職の学校の関係とか、あるいは保護者の代表につきましてはPTAの関係とかでございますので、前回とまたお願いした方は1名だけでございます。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） 全くメンバーが再編成されたというふうに理解いたします。1名と言われるのは、私も面識しましたから、元の委員長さんだと思いますが、それで間違いありませんか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 菅井部長。

○教育委員会生涯学習部長（菅井 勉君） 大変申しわけございません。私、先ほど1名と申しましたが、申しわけございません。実は6人の方が、今確認いたしますと6人の方でございます、いろんな団体の充て職というわけでもないんですけれども、団体の代表の方をお願いしているところということでございました。申しわけございません。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） 1名と6名では大分判断の仕方いろいろ、対応の仕方も変わってくるんじゃないかと思います。当然、6名も前の委員さんがおられたらですね、今までの23年に答申を出されたその経過などを十二分に御承知だと思います。そういう人たちがメンバーとして構成されたということでございますが、これの委員会を立ち上げたのはちょうど私どものところへ統合という形の示し方を出された時期とほとんど同じ時期でないかなと思うんですが、いかがですか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 菅井部長。

○教育委員会生涯学習部長（菅井 勉君） 委員会あるいは地元への説明会の開催の順番でありますけれども、一番初めにこの検討委員会を設置させていただいて、委員に委嘱させていただいたのが11月19日でございます。その後、この委員会で現在策定されている計画の見直しを考えているので、委員会に対して諮問をいたしました。西小学校、中士別小学校についての再検討と申しますか、について諮問をいたしましたのが11月19日であります。その後、中士別小学校、西小学校の保護者の方への説明会で、地域住民の方への説明会につきましては、4年前の中で保護者と地域の方は同じ場では説明会を望んでいないという声が強かったものですから、そのように分けて中士別小学校の保護者、さらに別の日に地域の説明会、西小学校も同じようにそのようにやっております、11月19日の適正委員会が終わってから、順次開催しているところであります。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） その委員会がそれぞれの地域に一緒に同行して来ておられたことは承知しておりますが、その委員会の皆さん方が、再編された委員会の皆さん方が今国が示している耐震化に対してどうするかという、そういう国からの要請があるにもかかわらず、本市の大勢は統廃合という、そういう進め方であったのかどうか、その検討委員会に対してこれの進め方はどういう形で進めていくという、そういう相談は最初されたんでしょうか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 菅井部長。

○教育委員会生涯学習部長（菅井 勉君） 初めに、国のほうで出している統廃合の手引きというのがございますが、これにつきましては先ほど水田次長のほうからも御答弁させていただきましたが、一番最初に国のほうで統廃合の学校統廃合の手引きというのは実は昭和32年に制定されたものであります。今回、60年ぶりにその手引きが見直されたわけでありまして、こ

の統廃合の手引きというのは耐震化という意味での手引きではございません。そういう意味では、教育環境といいますか、最近の少子化が進んでいる部分でのよりよい、標準の学級規模、学校規模という部分でありまして、文部科学省から適正規模というふうに言われている部分につきましては、小学校、中学校とも1学校当たり12から18学級と。

そういう意味からいきますと、小学校でいきますと6学年ですから、各学年2学級ずつ、中学校については小学校の基準を準用するということでもありますので、そのようなことになっておりますけれども、現在の土別の小学校の中で12学級があるというのは土別小学校と南小学校だけであります。中学校につきましても、7学級あるいは6学級という部分がございますので、今回国のほうで出している手引き、今回1月にその手引きについて若干の補足といいますか、修正部分があったんですけれども、これについては北海道については、特に土別については余り考え方としてなじまないといいますか、本州の大きなところの大都市での考え方であるかというふうに判断しているところであります。

そこで、土別市の場合につきましては、純粹に学級規模という部分というよりは、耐震化を早急にしなければならないという部分が大きな要因での今回の適正配置の見直しという部分であります。それで、適正配置計画検討委員会をお願いしている位置づけにつきましては、委員さんからも先ほどお話がありましたけれども、説明会に一緒に行ってもらって保護者の声、あるいは地域の声を直接聞いていただいて、そういう意味では中立の立場で、この適正化について検討してもらって、教育委員会に対して答申していただくという、このようなことを任務としてお願いしているという部分であります。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） そういうふうに今答弁を聞きますと、適正配置計画検討委員会は文科省から出された耐震化構想に対して、すぐ27年度までにその取り組みをどうするかということをもとめてという私は意味だと思っておりますから、その適正配置計画検討委員会ではこのことについては一切議題とも何もしていなかったということですか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 菅井部長。

○教育委員会生涯学習部長（菅井 勉君） 適正配置計画検討委員会へお願いしていることは、検討についてはこれから検討していただきたいというふうにお願ひしております。直接、説明会に入っただいて、保護者の声、地元の声を聞いていただいて、それから検討していただくということをお願いしております。最初から検討していただくということではなくて、いろいろ現在の耐震化の状況とか、あるいは教育環境の状況とかはもちろん御説明させてもらっておりますけれども、検討についてはこれからしていただくというような流れでお願いしております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） 何か前後したような答弁であると思いますけれども、私はですね、当然この適正配置計画検討委員会がまずは文科省から、あるいは北海道教育局から出されたものに対して、正面から取り組んで、そして各それぞれの該当する学校に説明に伺うべきでなかったかなと思うんですけれども、何か今部長の話では、逆にそういうものを先に打ち出して、これに対する地域の考え方を適正配置計画検討委員会がまとめてもらうんだというような、そんな答弁に聞こえたんですが、それでよろしいですか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 菅井部長。

○教育委員会生涯学習部長（菅井 勉君） あくまでも、保護者の方、地域に説明するには教育委員会というふうに考えておりますので、検討委員会が説明するわけではございません。検討委員会には、中立の立場でこの適正化についてどのようなことが子供たちの安全のためにも、子供たちの教育環境のためにも一番いいのはどのような形がいいのかということ判断していただくのを検討委員会にお願いしていることでございますので、地域への説明については検討委員会にさせていただくことではございません。教育委員会が説明するという部分でございます。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） そうすると、一番最初に22年に立ち上げた検討委員会の趣旨と今の検討委員会の趣旨は全く異なった考え方でよろしいんですね。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 菅井部長。

○教育委員会生涯学習部長（菅井 勉君） 4年前の検討委員会の立場も同じでございます。4年前については、今と違うのは計画がなかったんですよ、4年前は。4年前はなくて、全小・中学校の今後のどのようなあり方がいいのかという部分を白紙の中からつくったものでございます。そこで、検討委員会に、そのときは白紙の部分からでございますから、提言という形でいただいたという部分で、計画をつくったということでございます。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） やっぱり異なるということをお認めいただいているわけです。

そんなことで、本来であれば、こういう事態が文科省からきっちり出されているわけですから、急に昨年出されたわけではありませんからね、当然そういう次元で、もう1回、変わった状況になってきたということでこの検討委員会を本当は立ち上げて、その中で白紙の状態から今こういうふういきゅうきゅうに27年度に向けて耐震化にきなさいと、してくださいと、協力きなさいというふうに文科省が言っていることに対して、教育委員会は今本市に残っている耐震化されていない学校をどうすべきかというふうに考えるべきでなかったかなと私は思っています。

今、部長の御説明からすると、教育委員会が提出した昨年の統廃合の関係については、白紙

の状態に今戻していくという考え方なんですか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 菅井部長。

○教育委員会生涯学習部長（菅井 勉君） 現在、もう適正化計画というのは策定されておりますので、その策定されている計画の一部分について、変更するというのを今回の検討委員会に諮問している状況でございますので、今ある計画を破棄して、いま一度作り直すとか、そういうことではございません。あくまでも、現在ある計画の一部を見直したいという部分でございますので、それにつきましては現在お願いしております検討委員さんも十分に理解されているところでございます。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） そういうことで、なかなかこの問題、深く探っていくと、まだまだいつまでも延々続いてしまうんですから、ここら辺で質問を変えていきますけれども、やっぱり検討委員会という、その組織をしっかりと重要視しているということは、私もうかがえます。

いきなりという言葉は何か適正でないということをよく言われますけれども、今回のこの配置については、統合という形でこられたものですから、地域としてもPTAにしても、それはもう今までの計画のとおりできているものだと思っていますから、ですから戸惑いを見せているというのが実態であると思います。西小学校にしても中士別小学校にしても。その戸惑いをいかに払拭しながら、今後教育委員会としては方向性として、今何とかいろんなことを言われましたけれども、実態は統廃合に向けた、そういう説明をしていこうとしているんですか、どうなんですか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 菅井部長。

○教育委員会生涯学習部長（菅井 勉君） 今回の東日本大震災を通じたことによる耐震化という問題がなければ、教育委員会としては早急に学校を閉じるということは考えたくない、あるいは考えていなかった部分でございます。

しかし、子供たちが安全な学校施設で学ばなければならない、あるいは長い時間学校で過ごすわけですから、そういう意味で、まず耐震化が急がれているという部分、それからこれから先20年、30年先を見通した中での今後の、例えば改築するとした場合ですよ、そのような今後20年、30年先を見越したときの児童数、そのときのいろいろ教育の部分については授業については複式の授業があったり、あるいは単式の授業があったり、この辺について複式がいいんだ、あるいは複式はよくないんだとか、いろんな御意見はもちろんあるんですけども、子供たちにとって一番いい教育環境、授業環境という部分とかを含めると、あるいは士別のまちの中でも今後児童数が減っていったときに、学校が幾つあればいいのかというような部分で総合的に考えたときに、教育委員会として今考えているのは中士別小学校と西小学校については閉じることになるというふうに考えているところであります。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） まだ岡崎委員の総括質疑が続いておりますが、ここで午後4時55分

まで休憩いたします。

(午後 4時43分休憩)

(午後 4時55分再開)

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑を続行いたします。

岡崎委員。

○委員（岡崎治夫君） 私の質問の仕方が悪いのか、受けとめ方が悪いのか、どちらかわかりませんが、私は今回の議案については文科省は耐震化されていない、そういう学校については早急に耐震化してくださいと、こういうふうに通達というか、指導というか、それを出されてきているわけです。それで、本市としては文科省の指導に対して、どういう形で取り組んでいこうかという、そういうところから今の私のいろんな質問になってきているわけですから、このことについてはですね、やっぱり質問の中でもお話ししましたように、教育委員会は統合というものを打ち出してしまったものですから、地元の該当する小・中学校は大変苦慮を今している状況でございます。

ですから、本市として、これ耐震化していけるのかいけないのかということと、そしていろんなことを踏まえて、あわせてちょっとこんなことを言ったら失礼ですけども、財政の問題も絡めてきていたという状況であったものですから、ますます地元の皆さん方が不信感を抱いたんだと思ってございます。

それで、私はそういう形の中で耐震化を進めてくださいということに対して、うちの教育委員会として本市としてどういう態勢をしていくのかというのが私の質問であったわけですから、それに対して今後教育委員会として、本市としてどういう進め方をしたいというのは渡辺委員の一般質問のときに御回答がありました。あったことですから、それをさらにですね、急にまだ時間を急いでいくのかということの不信感もございますから、だからこれからそのことについては十二分に地域の皆さん方と協議をしていただきたい、そういう時間は教育委員会として持たれるのですか。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 菅井部長。

○教育委員会生涯学習部長（菅井 勉君） さきの渡辺議員の一般質問にもお答えさせてもらった部分と重複して申しわけないんですけども、今岡崎委員からお話のございました今後の教育委員会の取り組み方でありまして、保護者の方あるいは地元の方により一層丁寧な説明というか、させていただいて、当初、今月末をめぐりに一定の方向ということを考えておりましたけれども、さらに丁寧な説明等が必要と思っておりますので、さらに来月以降も続けて協議をいたします。さらに、検討委員会にその後、検討委員会での協議も始めていただいて、していきたいと思っております。

以上です。

○副委員長（松ヶ平哲幸君） お諮りいたします。

まだ岡崎委員の総括質疑が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わること
にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認め、本日の委員会をこれをもって終わること
にいたします。

なお、あすは午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 4時59分閉議）